

**第3期安芸太田町
子ども・子育て支援事業計画
(素案)**

**令和7年3月
安芸太田町**

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定方法	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1. 基本理念	3
2. 基本目標	4
3. 計画の体系	5
第3章 子どもを取り巻く現状	6
1. 地域特性の整理	6
2. ニーズ調査結果	13
第4章 第2期計画の評価と課題	21
1. 第2期計画の評価	21
2. 課題の整理	23
第5章 量の見込みと確保方策	25
1. 量の見込みの算出方法	25
2. 教育・保育提供区域の設定	27
3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	28
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	29
第6章 施策の展開	39
基本目標1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実	39
基本目標2 子ども達のがのびのびと育つ環境づくり	47
基本目標3 仕事と子育てを両立させる社会づくり	55
基本目標4 安心とふれあいに満ちた全町 Park づくり	58

第7章 計画の推進 **61**

- 1. 推進体制の充実..... 61
- 2. 計画の点検・評価..... 61

第8章 資料 **62**

- 1. 安芸太田町子ども・子育て会議設置条例..... 62
- 2. 安芸太田町子ども・子育て会議委員名簿..... 64
- 3. 用語解説..... 65

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本町では、平成 27 年 3 月に第 1 期、令和 2 年 3 月に第 2 期「安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「あんしん・子育て Park(パーク) あきおおた」を基本理念に、子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを育て、そして地域がそれを温かく見守る、子育てがしやすい地域づくりに向けて各種取組みを推進してきました。

しかしながら、本町の令和 6 年 2 月時点の年少（0 歳～14 歳）人口は 381 人と 4 年前の令和 2 年と比べて 94 人（約 20%）減少しており、さらに令和 11 年には令和 6 年と比べて 182 人（約 48%）減少し、199 人になると予想されています。

また、女性就業率の上昇に伴う共働き世帯の増加を背景に、多くの方が「子どもとの時間を十分にとれない」と感じている状況や、「気軽に子どもを預けられる場所」の必要性を感じている状況など、近年になって新たに対応すべき課題も生じています。

こうした中、令和 5 年 4 月、こども家庭庁の創設とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、国や県、市町村など社会全体で子どもや若者に関する取組み「こども施策」を総合的に進めることを目指し、こども基本法が施行されました。

このような背景のもと、本町では、国や県の方針と歩調を合わせ、子育てに関する取組みをさらに力強く推進するため、この度、「第 3 期安芸太田町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は本計画にのっとり、「あんしん・子育て Park(パーク) あきおおた」の実現に向け、地域社会全体で子どもの育ちと子育てをあたたく見守り、そして応援していくための環境整備を推進してまいります。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として位置付けます。

また、国の示す基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に基づくとともに、本町の最上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」や関連計画である「安芸太田町第 7 期障害者計画・障害福祉計画、第 3 期障害児福祉計画」等との整合を図り、策定しました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会・経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化、本町の状況等に対応していくため、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

《計画の期間》

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期安芸太田町 子ども・子育て支援事業計画									
					第3期安芸太田町 子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、子育て支援サービスに対するニーズ等を詳細に把握するとともに、各種事業の量の見込み算定の基礎資料とするため、「就学前児童」、「小学生児童」の保護者を対象に「ニーズ調査」を実施しました。

(2) 子ども・子育て会議の開催

本計画の策定に当たり、幅広い関係者の声を計画に反映させることを目的に、住民代表、有識者、学校機関・保育関係者などで構成される「安芸太田町子ども・子育て会議」を計3回開催し、地域の課題や事業計画における量の見込み、施策の内容等について協議を行いました。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

あんしん・子育て^{パーク} Park あきおおた

私たちが暮らす安芸太田町は、子どもが健やかに育ち、親が子育てを行い、そして地域が子育てを見守るのに適した、豊かで多様な自然の宝庫と言える環境にあります。

そこで、子ども達にとってまち全体が、安心して遊び・学び・育つ「公園」のような場所になればという第1期計画から継承されている願いを引き継ぎ、第3期計画においても基本理念を「あんしん・子育て Park（パーク）あきおおた」としました。

今後は、本町の少子化の状況も踏まえ、「安芸太田町は子育てがしやすいまち」と思えるよう、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行うとともに、子ども達ののびのびと成長するための環境づくりや教育・保育の充実、子ども達の成長をあたたく見守る地域づくりにむけて、関係課が横断的に連携し、子育て支援の充実を図っていきます。

また、家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体が一体となって、全ての子どもが大切にされ、全ての親が安心して子育てができる地域づくりに取り組んでいきます。

《 Park 》

Parent 〈ペアレント〉	relation 〈リレーション〉	kids 〈キッズ〉
「親」のことです。 保護者が親としての自覚と責任を持ち、温かい家庭を築くとともに、安心して子育てができる社会をつくりまします。	「連携」のことです。 家庭、地域、行政、職場などが、運動会のリレーのように、子育てを通じてより密接な関係を築くとともに、より効果的に施策を推進します。	「子ども達」のことです。 安全で自然あふれる環境の中、子ども達が郷土愛を育みながらのびのびと育つよう、住民が一体となって地域・環境づくりに取り組みます。

2. 基本目標

基本目標1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- 安全な妊娠・出産から育児不安の軽減、発達支援等にいたるまで、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。
- すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安・負担感の軽減を図るための情報提供・相談体制の充実を図ります。
- 親の子育て力の向上に向け、学ぶ場の提供や支援の充実を図ります。

基本目標2 子ども達のがびのびと育つ環境づくり

- 次代の安芸太田町を担う子ども達が、豊かな自然や人々とのふれあいを通じて生きる力を育み、自立できるよう、地域で学ぶ機会の充実を図ります。
- 障がいがある子どもが健やかに成長できるよう、早期発見・早期療育体制や、子どもと家庭を支える支援の充実を図ります。
- 児童虐待を防止するため、相談・支援体制の充実を図るとともに、地域の関係機関と連携し、地域が虐待に気付き、支援につなげるための啓発を推進します。
- 経済的に困難な状況にある家庭に対する支援の充実を図ります。

基本目標3 仕事と子育てを両立させる社会づくり

- 教育・保育に関するニーズを踏まえ、保育所、認定こども園等の教育・保育事業や多様な保育の充実、放課後等における居場所の確保等の取組みを推進します。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しに関する意識啓発を推進とともに、職場への働きかけを行います。

基本目標4 安心とふれあいに満ちた全町 Park づくり

- すべての住民が子ども達や子育て家庭をあたたく見守り、応援できるよう、地域が一体となった子育て支援を推進します。
- 親子や子ども同士、地域と子育て家庭がふれあえる環境づくりを推進します。
- 地域のバリアフリー化や交通安全・防犯対策など、子ども達が安心・安全に生活できる地域づくりを推進します。

3. 計画の体系

基本理念 あんしん・子育て Park(パーク) あきおおた



第3章 子どもを取り巻く現状

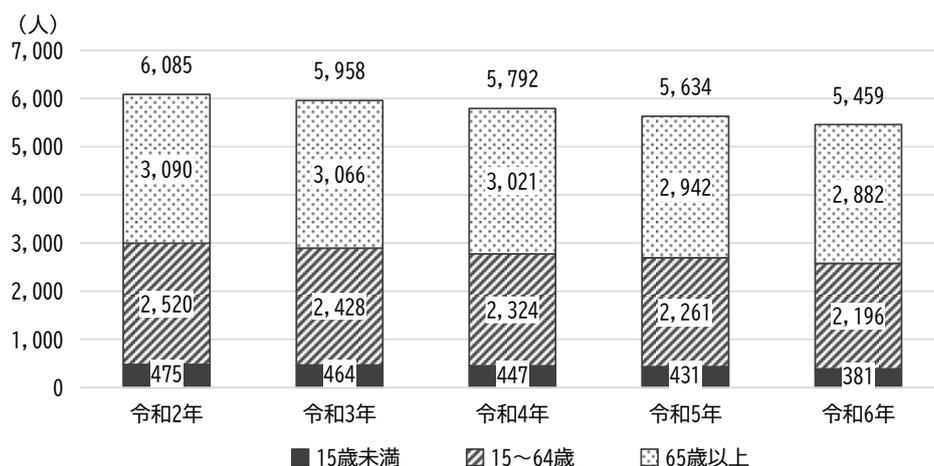
1. 地域特性の整理

1-1. 人口

(1) 人口の推移

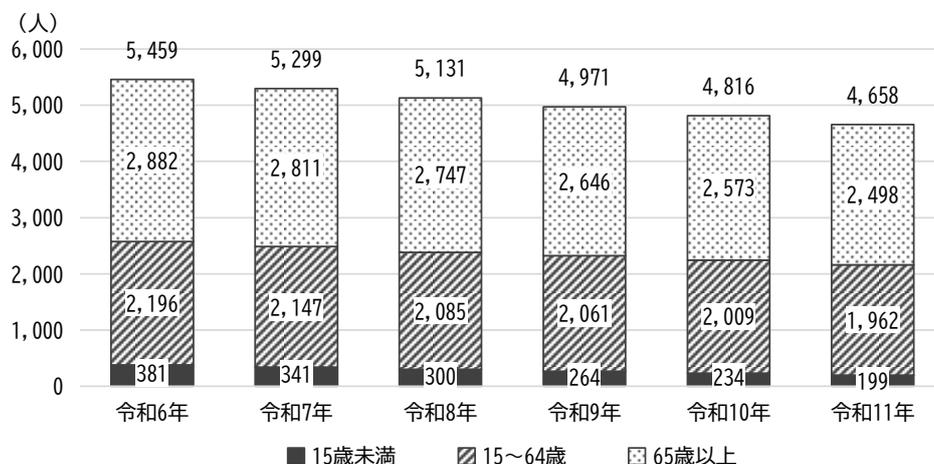
安芸太田町における人口は減少傾向で推移しており、令和6年は5,459人と5年間で10.3%減少しています。推計値を含めた推移をみると、令和9年に5,000人を割り込み、令和11年には4,658人となることが予想されています。

年齢3区分別にみると、15歳未満の年少人口は、令和6年は381人と4年前の令和2年と比べて94人（約20%）減少しており、さらに令和11年には令和6年と比べて182人（約48%）減少し、199人になると予想されています。



出典：住民記録 年齢別人口集計表（令和6年は3月29日時点、その他は各年3月31日時点）

図 人口の推移



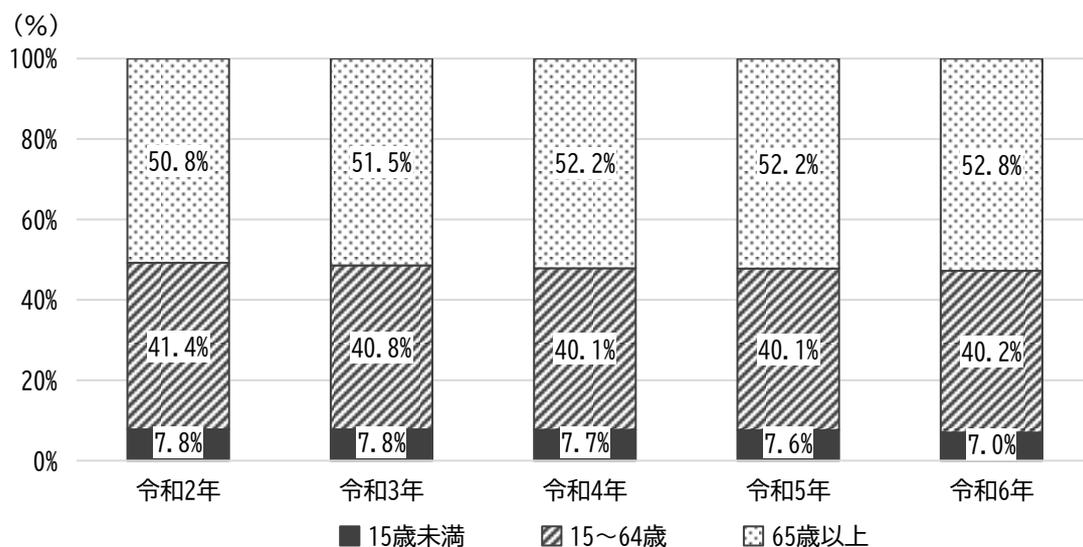
出典：住民記録 年齢別人口集計表（令和6年は3月29日時点、その他は各年3月31日時点）

図 人口の推移（推計）

(2) 人口の割合

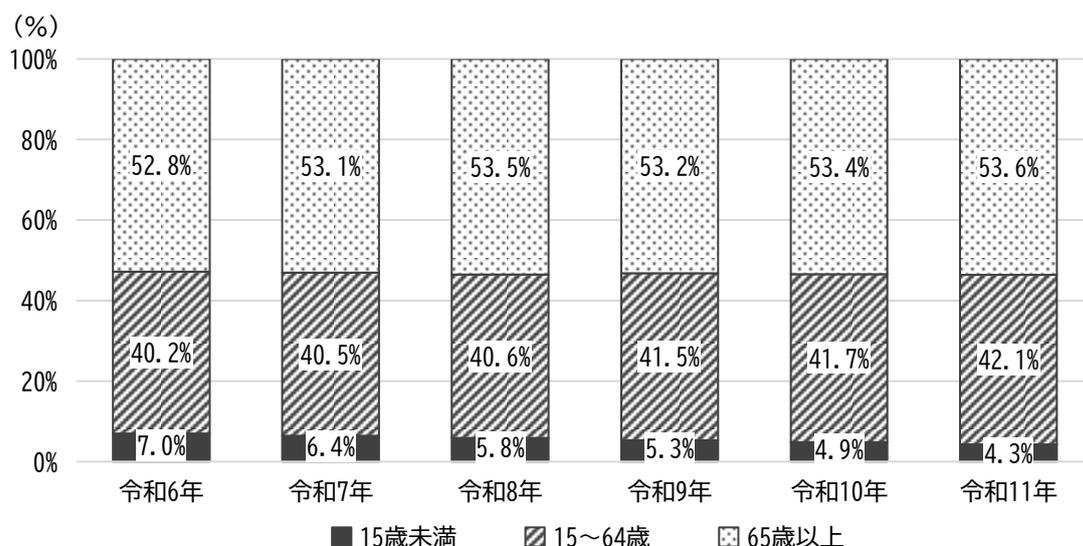
人口の割合の推移をみると、令和6年までの5年間で、65歳以上の老年人口は微増傾向にある一方、15歳未満の年少人口は微減傾向にあり、少子高齢化が進んでいることが伺えます。

令和2年から令和11年にかけて、年少人口は7.8%から4.3%と3.5%の減少が見込まれています。一方、老年人口は50.8%から53.6%と2.8%の上昇が予想されており、町民の2人に1人以上が高齢者という状態が続くことが予想されています。



出典：住民記録 年齢別人口集計表（令和6年は3月29日時点、その他は各年3月31日時

図 人口の割合の推移



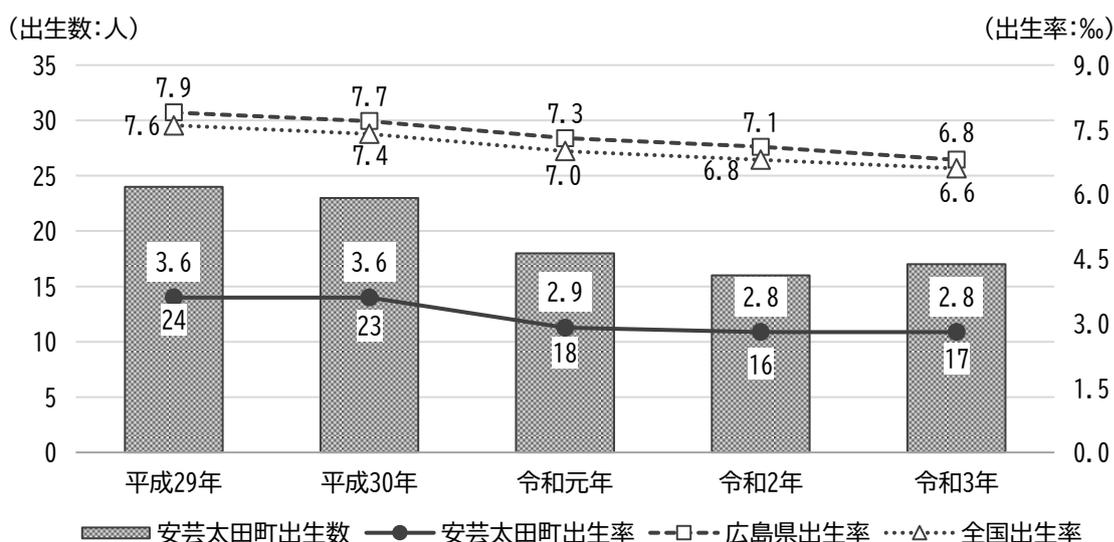
出典：住民記録 年齢別人口集計表（令和6年は3月29日時点、その他は各年3月31日時

図 人口の割合の推移（推計）

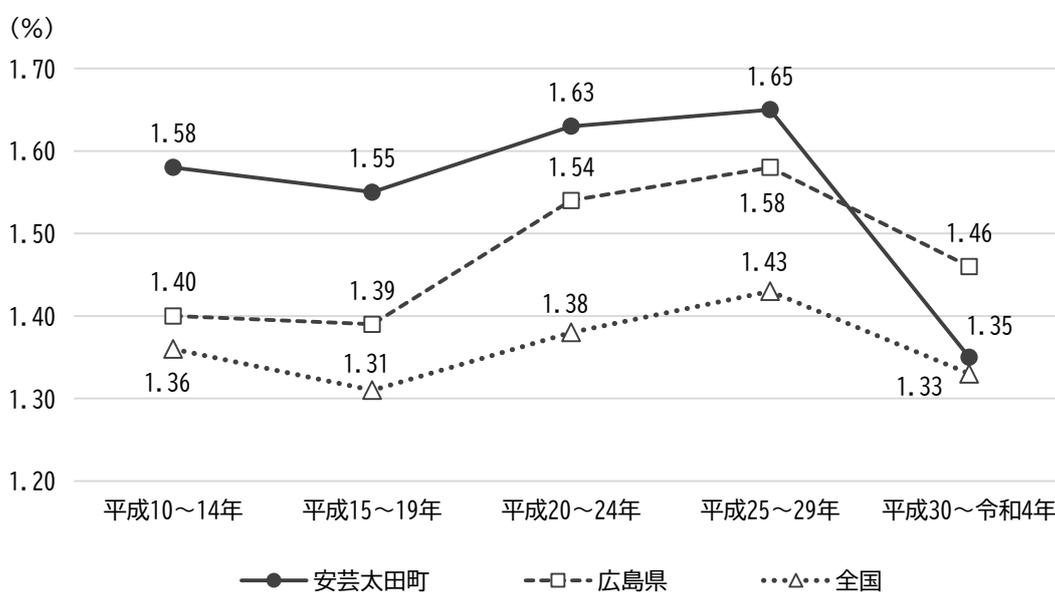
1-2. 出生の状況

出生数・出生率は、ともに減少傾向で推移しています。出生数は令和元年に 20 人を割り込み、令和 3 年には 17 人となっています。人口千人に対する出生率は、全国平均、広島県平均よりも低い値で推移しており、令和 3 年においては 2.8 となっています。

合計特殊出生率をみると、平成 15 年以降は増加傾向にありましたが、平成 30 年以降急激に減少しており、平成 30 年～令和 4 年の 5 年間ににおいては 1.35 となっています。



出典：庁内資料、令和 3 年人口動態統計年報



出典：人口動態保健所・市町村別統計

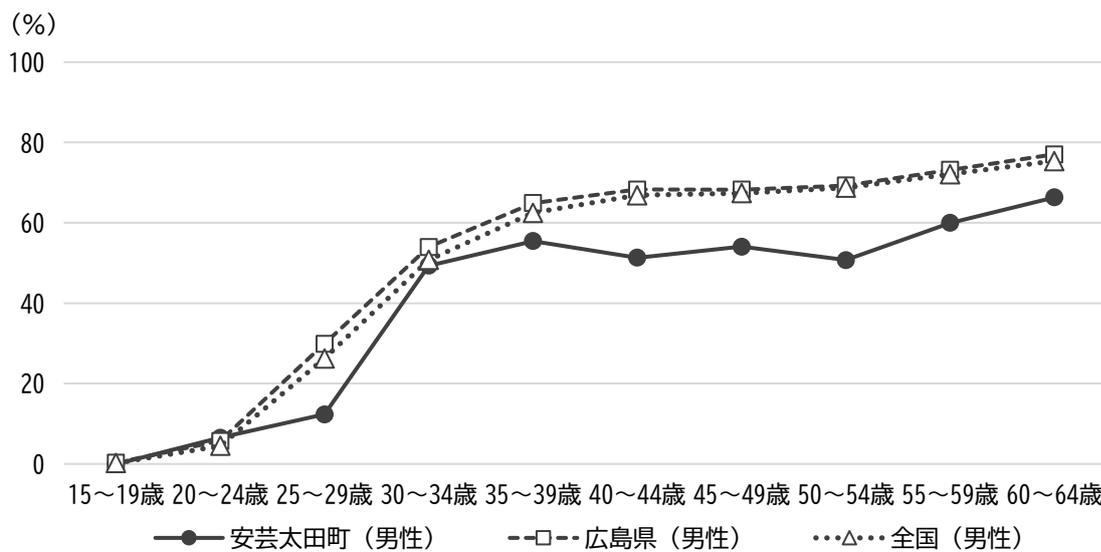
図 合計特殊出生率の推移

◆合計特殊出生率 … 15 歳から 49 歳までの女性の各年齢の出生率を合計し、一人の女性が生涯に何人の子どもを産むのかを推計したもの（一人の女性が一生の間に産む平均の子ども数）です。

1-3. 有配偶率

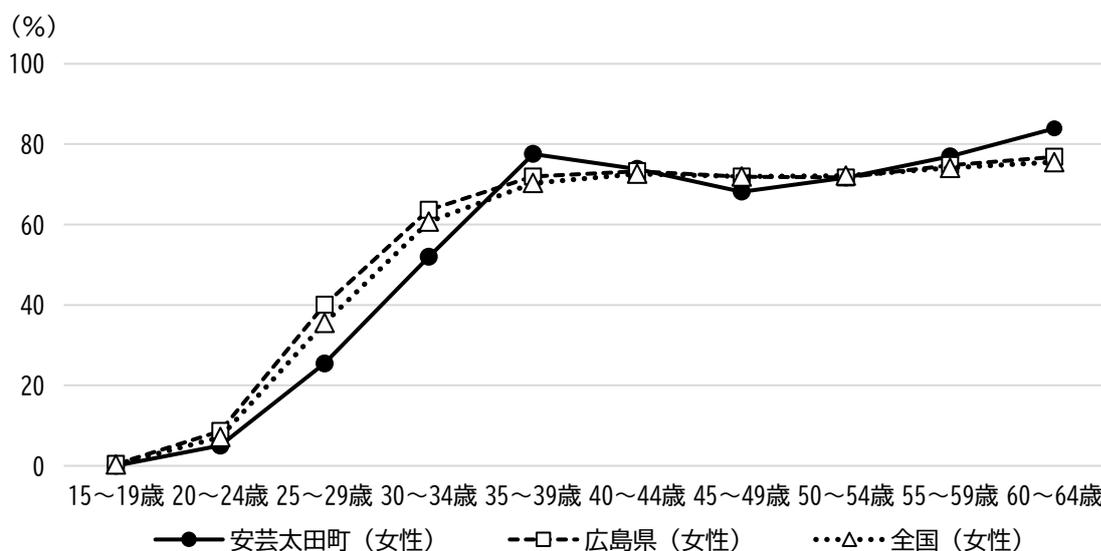
配偶者のいる方の比率を示す有配偶率は、男性は20～24歳以外の年齢で、女性は15～34歳と45～49歳で、全国平均と広島県平均の値を下回っています。男性は、特に40～54歳で平均との差が大きくなっていますが、女性は35歳以降でみると平均とほぼ同様の傾向となっています。

男性と女性を比較すると、20～24歳以外の年齢階級で男性の方が女性に比べて有配偶率が低くなっています。



出典：国勢調査（令和2年）

図 有配偶率（男性）



出典：国勢調査（令和2年）

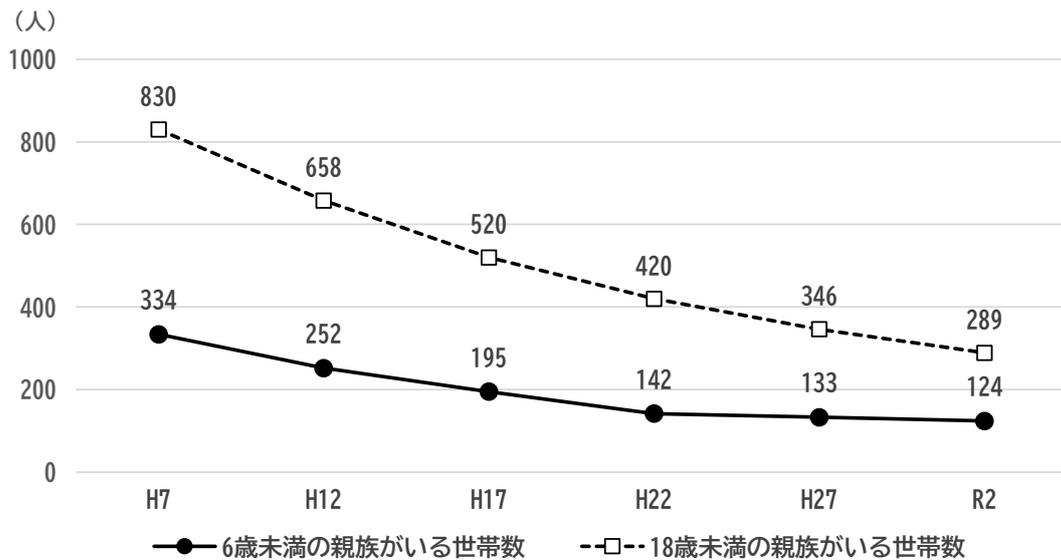
図 有配偶率（女性）

1-4. 子どものいる世帯数

(1) 子どものいる世帯数

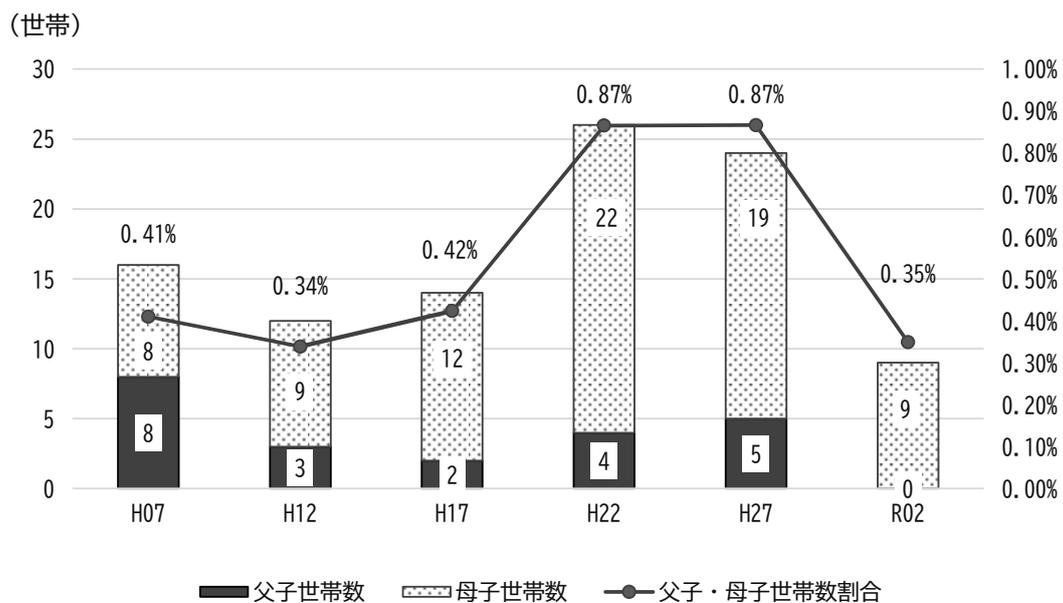
子どものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。平成7年から令和2年にかけて、6歳未満の親族がいる世帯数は334世帯から124世帯へと、18歳未満の親族がいる世帯数は830世帯から289世帯へと、いずれも6割以上減少しています。

ひとり親世帯数は、平成22年度以降減少に転じており、令和2年においては母子世帯数は9世帯、父子世帯は0世帯となっています。



出典：国勢調査

図 子どものいる世帯数の推移



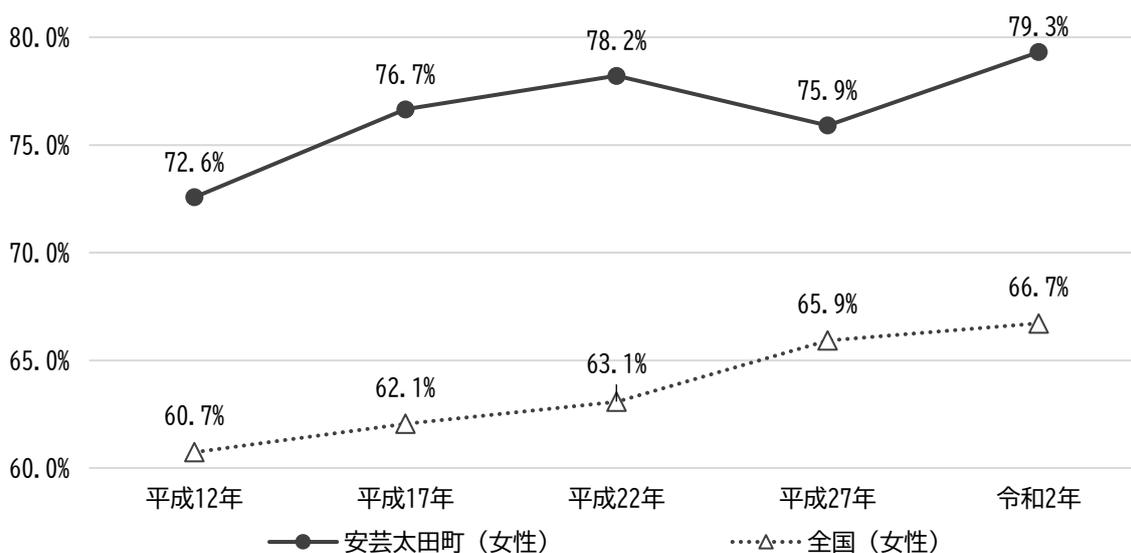
出典：国勢調査

図 ひとり親世帯数の推移

1-5. 女性の就業状況

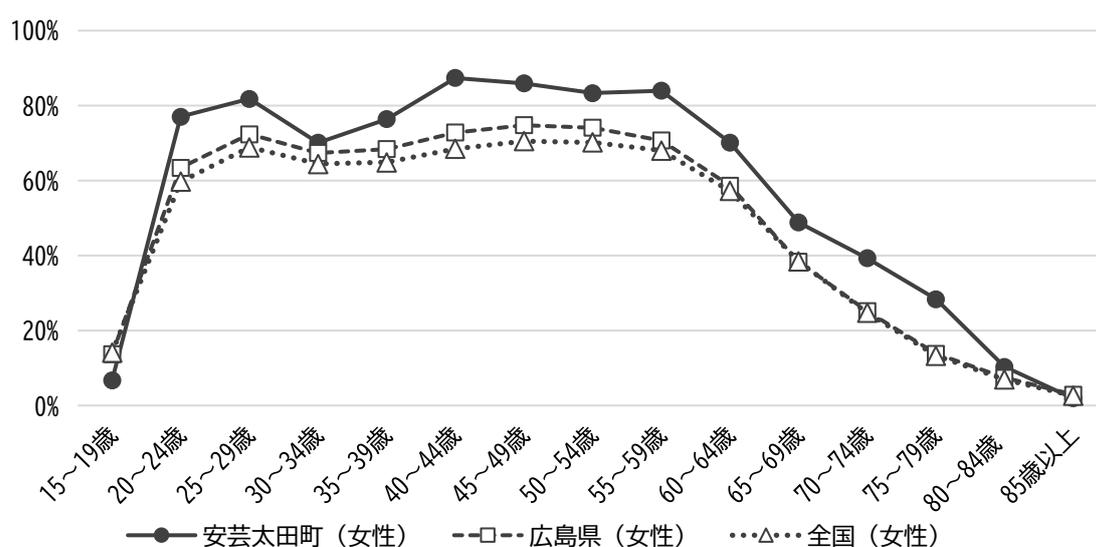
女性の子育て世代（25～44歳）の就業率は、平成27年に一度減少したものの、この20年間は概ね増加傾向にあり、全国平均に比べて高い値で推移しています。

令和2年における5歳階級別の就業率をみると20～84歳で全国平均、広島県平均よりも高い値となっています。出産や子育て期に当たる30歳代で就業率がいったん低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字曲線」は、カーブの緩やかな全国平均と広島県平均に比べて窪みの部分が深くなっています。



出典：国勢調査

図 女性の就業率（25～44歳）の推移

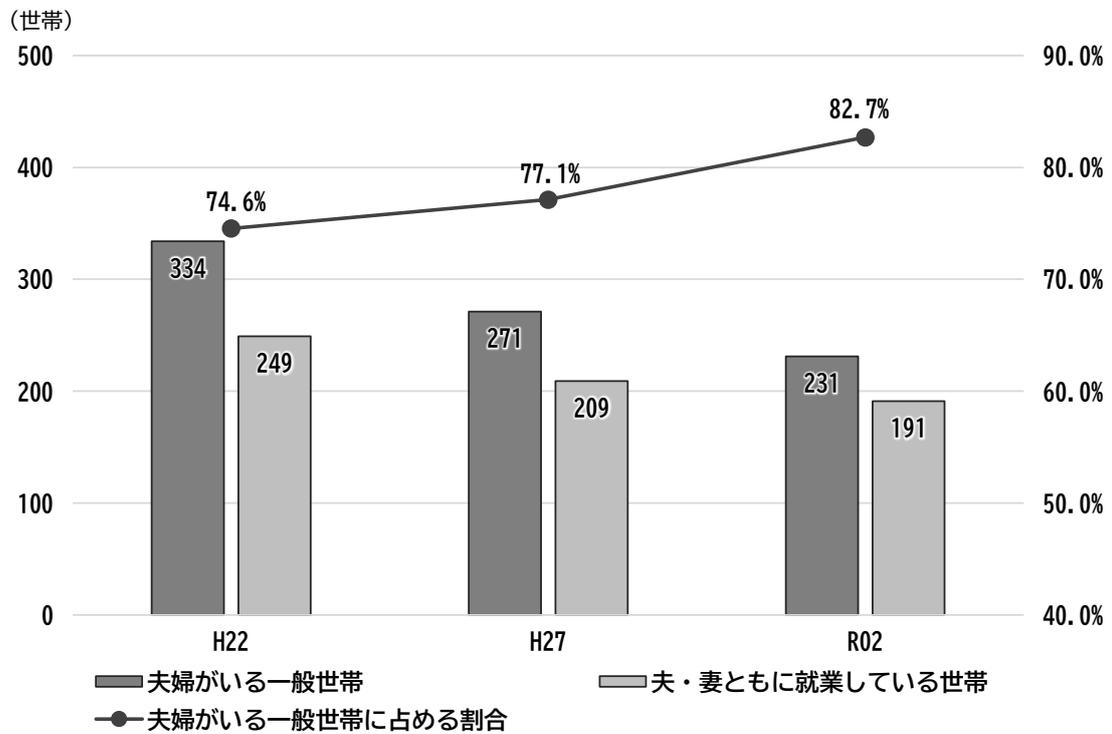


出典：国勢調査（令和2年）

図 女性の就業率（5歳階級別）

1-6. 共働き世帯の状況

夫婦がいる一般世帯に占める共働き世帯数は減少傾向で推移しているものの、世帯数の割合については、人口減少の影響を受けて増加傾向で推移しています。平成22年から令和2年の10年間をみると74.6%から82.7%へと8.1ポイント増加しています。



出典：国勢調査

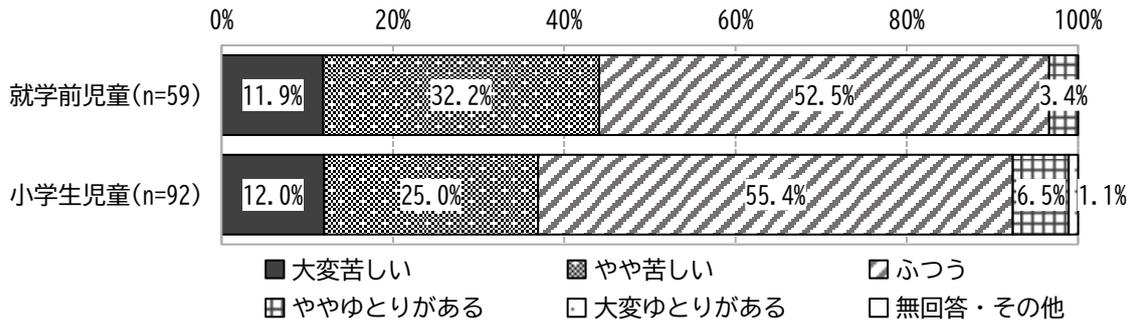
2. ニーズ調査結果

2-1. 家族の状況について

(1) 現在の暮らしの状況

Q：現在の暮らしの状況について、どう感じていますか。【〇は1つ】

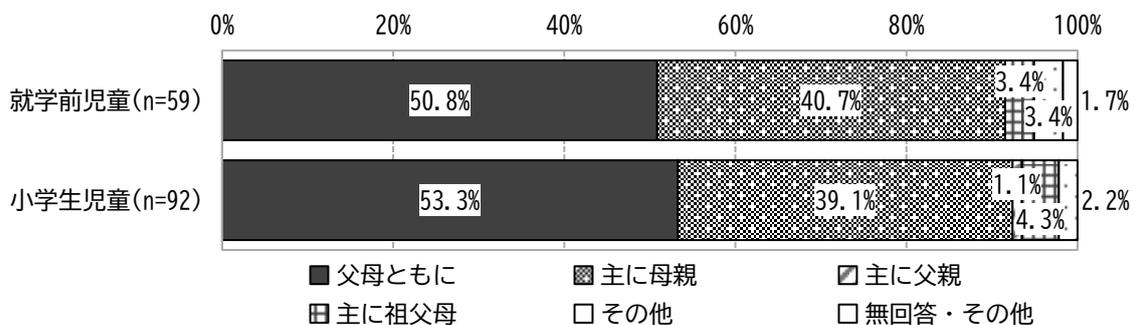
「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせた“苦しい”は、就学前児童では44.1%、小学生児童では37.0%に上っています。



(2) 主に子育てを行っている方

Q：お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。【〇は1つ】

就学前児童、小学生児童ともに、「父母ともに」が5割強と最も多く、次いで「主に母親」が約4割となっています。

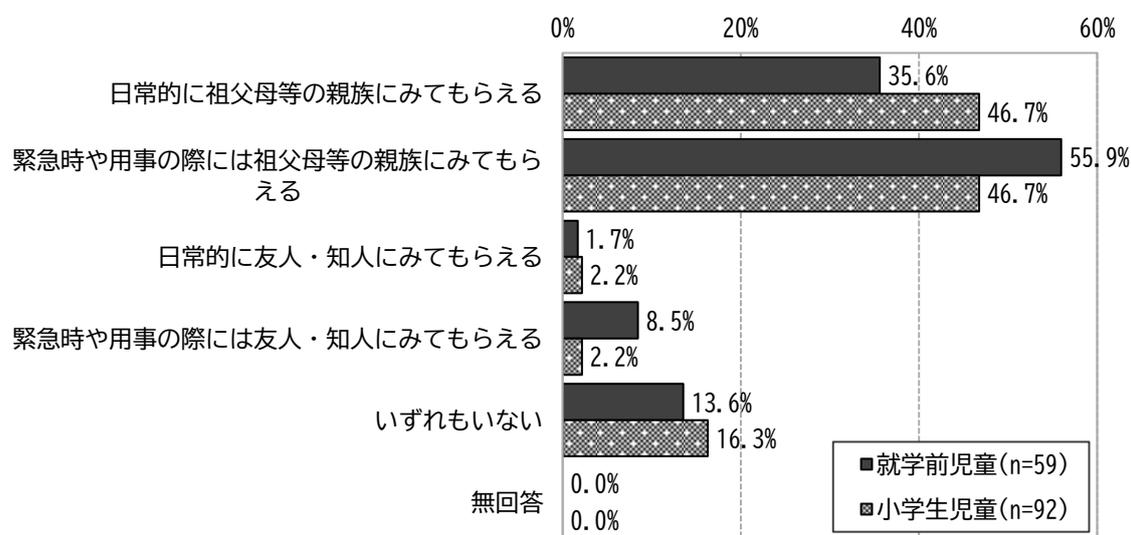


(3) お子さんを見てもらえる親戚や知人の有無

Q：日頃、お子さんを見てもらえる親戚・知人はいますか。【○は当てはまるものすべて】

就学前児童、小学生児童ともに、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」や「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」といった意見が多くなっています。

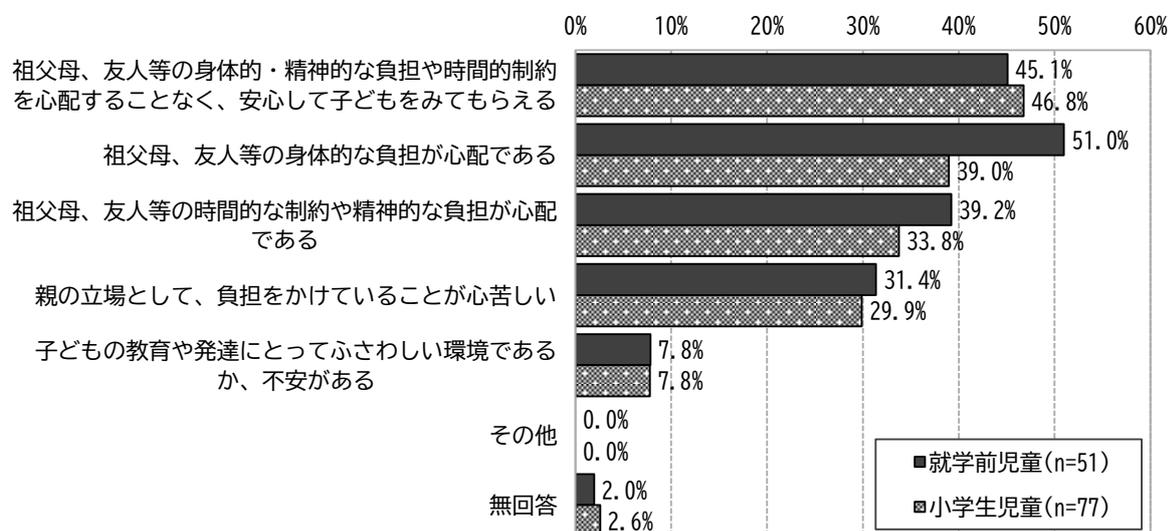
一方、「いずれもない」と回答した人は就学前児童で 13.6%、小学生児童で 16.3%といずれも全体の 1～2 割弱を占めています。



(4) 親戚や知人に友人を見てもらっている状況

Q：祖父母等の親族、友人・知人にお子さんを見てもらっている状況についてお答えください。【○は当てはまるものすべて】

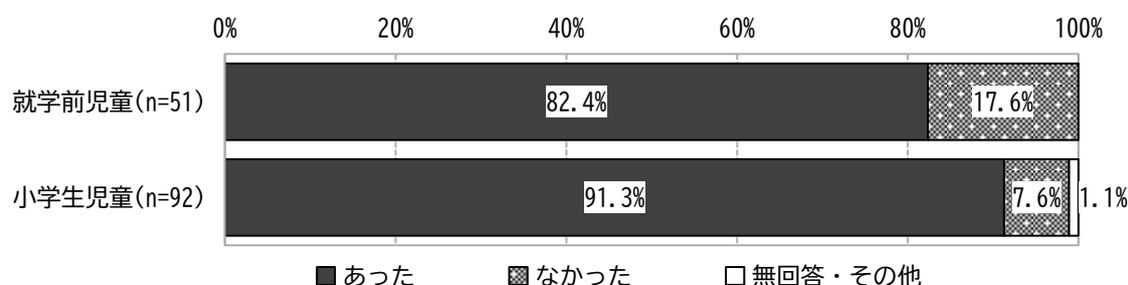
就学前児童、小学生児童ともに、5 割近くの方が「祖父母、友人等の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもを見てもらえる」と回答している一方、相手への身体的・精神的負担を心配する回答や相手への負担を心苦しく思う回答が、就学前児童、小学生児童ともに約 3 割以上となっています。



(5) 子どもが病気の際の対応

Q：この1年間に、お子さんが病気やケガで保育所や認定こども園、学校を休んだことはありましたか。【〇は1つ】

就学前児童、小学生児童ともに、「母親が仕事を休んだ」が8割を超えて突出しています。

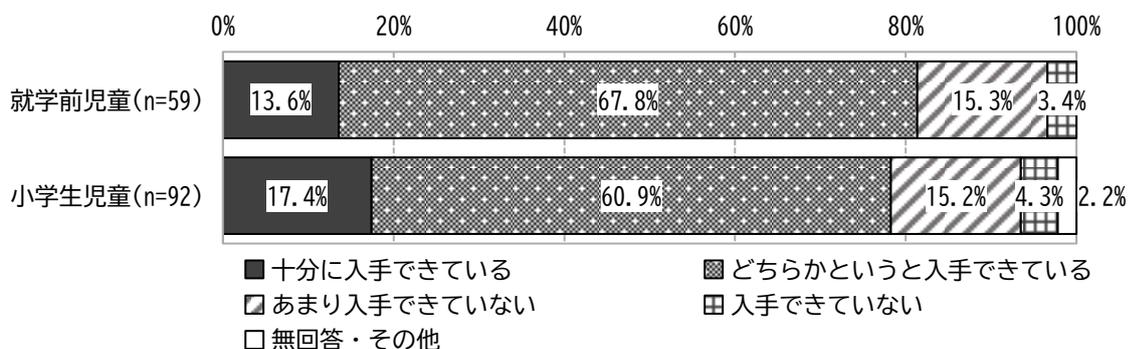


2-2. 子育て全般について

(1) 情報の取得状況

Q：子育てに関する情報を十分に得られていると思いますか。【〇は1つ】

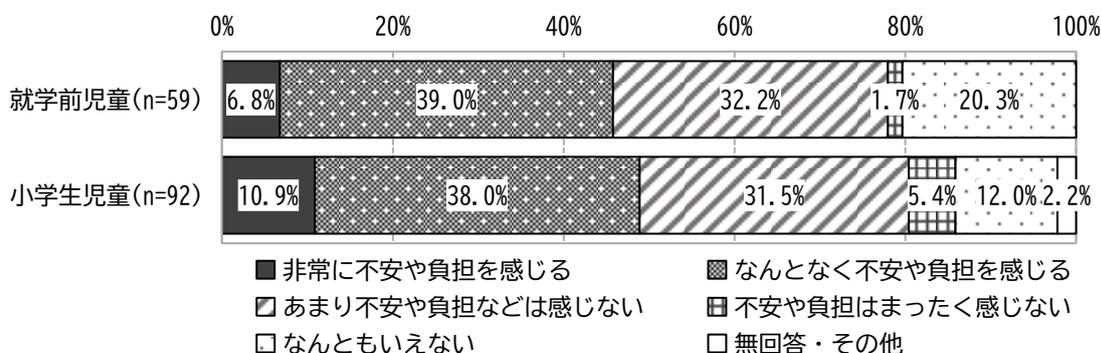
就学前児童、小学生児童ともに、「十分に入手できている」と「どちらかという入手できている」を合わせた“入手できている”が約8割を占める一方、約2割の方が“入手できていない”と回答しています。



(2) 子育てに関する不安や負担の状況

Q：子育てに関して不安や負担を感じますか。【〇は1つ】

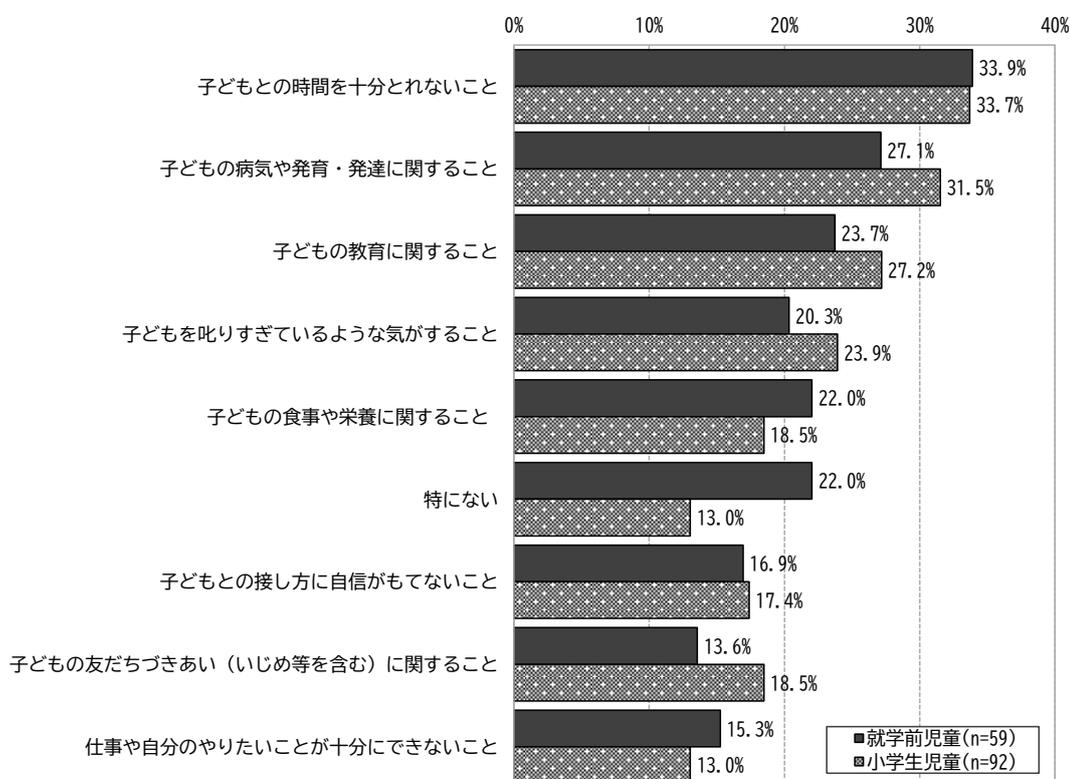
「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた“不安や負担を感じる”と回答した方は、就学前児童、小学生児童ともに3～4割程度に上っています。



(3) 子育てに関して悩んでいることや気になること

Q：子育てに関して、日頃、悩んでいること、気になることはどのようなことですか。【〇は当てはまるものすべて】

就学前児童、小学生児童ともに、「子どもとの時間を十分とれないこと」が最も多く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」が続いています。

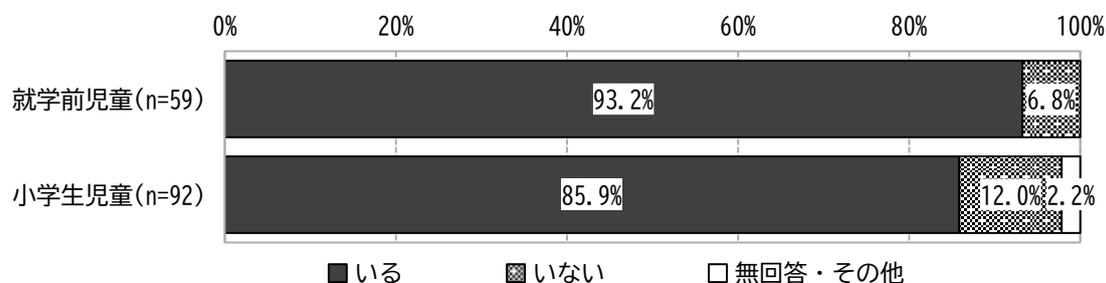


※就学前児童、小学生児童のいずれかで10%以上の回答があったものを掲載

(4) 子育てについて気軽に相談できる人の有無

Q：あなたは、子育てについて、気軽に相談できる人（近所の人・友人等）がいますか。【〇は1つ】

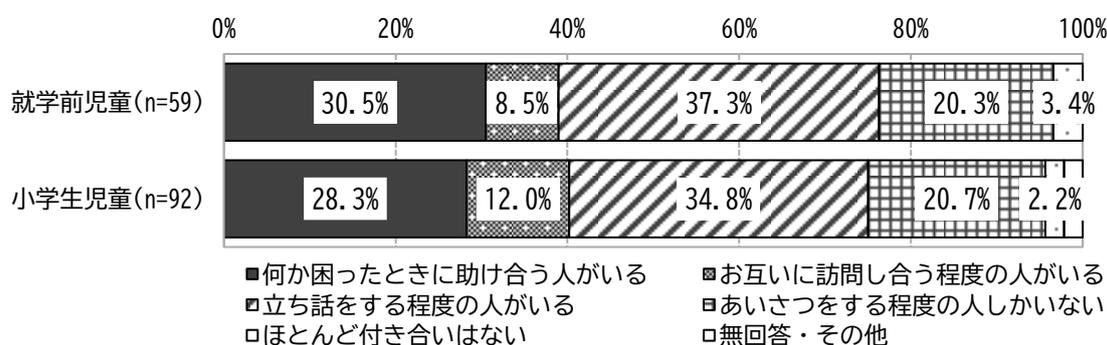
就学前児童、小学生児童ともに、約 9 割の方が子育てについて気軽に相談できる人が「いる」と回答している一方、気軽に相談できる人が「いない」と回答した方も一定数存在しています。



(5) 近所の人との付き合いの有無

Q：お子さんのご家族は、近所の人とどの程度付き合いがありますか。【〇は1つ】

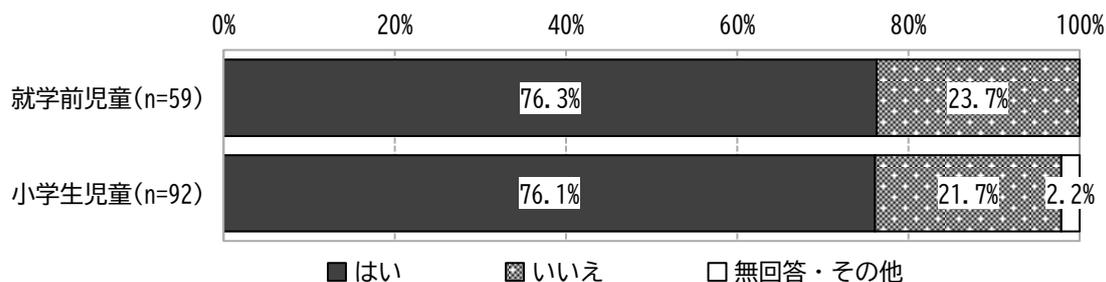
就学前児童、小学生児童ともに、「何か困ったときに助け合う人がある」と「お互いに訪問し合う程度の人がある」を合わせた“深い付き合いがある”人がいると回答した方は、4 割程度となっています。



(6) 子育て仲間の有無

Q：あなたは子どもを一緒に遊ばせたり、助け合ったりする子育て仲間がいますか。【〇は1つ】

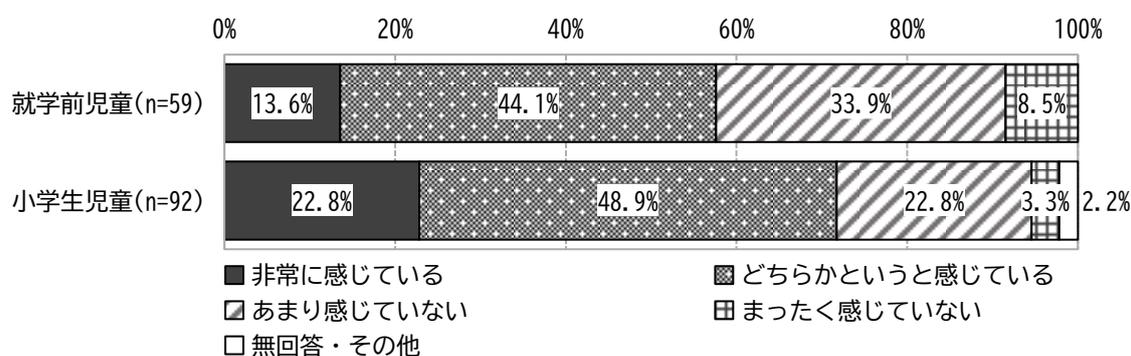
就学前児童、小学生児童ともに、75%程度の方が子育て仲間が「いる」と回答しています。



(7) 子育てに対する地域の人々の支援状況

Q：自分自身の子育てが地域の人々や社会全体に支えられていると感じますか。【〇は1つ】

「非常に感じている」と「どちらかというと感じている」を合わせた“支えを感じている”と回答した方は、就学前児童で57.7%、小学生児童で71.7%であり、就学前児童で低くなっています。

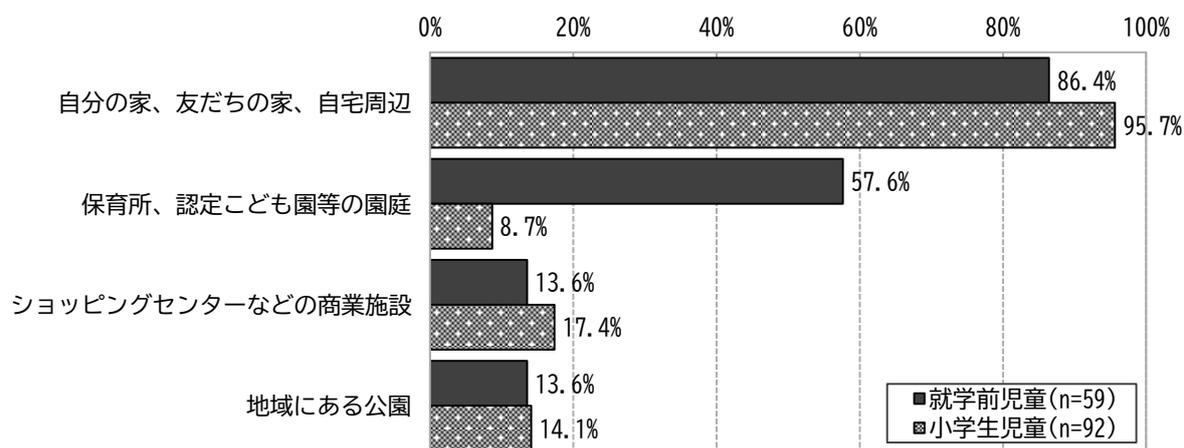


(8) お子さんの普段の遊び場

Q：お子さんの普段の主な遊び場はどこですか。【〇は2つまで】

就学前児童、小学生児童ともに「自分の家、友だちの家、自宅周辺」が8割を超える一方、「地域にある公園」は15%以下にとどまっています。

就学前児童では、「保育所、認定こども園等の園庭」といった回答も多くなっています。

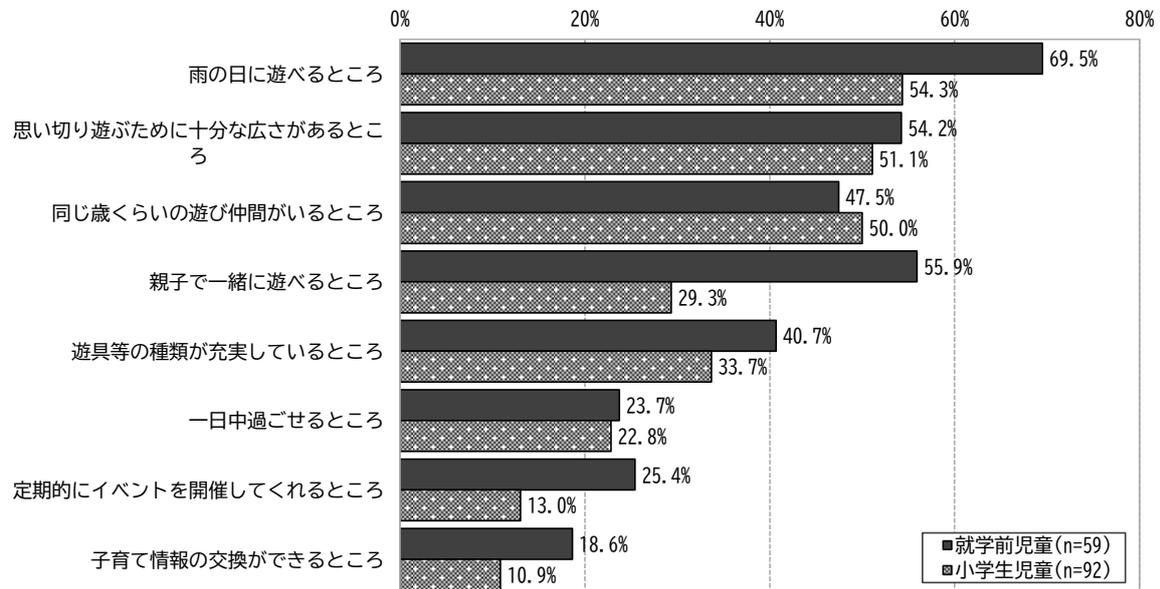


※就学前児童、小学生児童のいずれかで10%以上の回答があったものを掲載

(9) 子どもの遊び場として重要だと思う点

Q：子どもの遊び場として、重要だと思う点を教えてください。【〇は当てはまるものすべて】

上位3位には、就学前児童、小学生児童ともに、「雨の日に遊べる場所」、「思い切り遊ぶために十分な広さがある場所」が共通して入っている他、就学前児童では「親子で一緒に遊べる場所」、小学生児童では「同じ歳くらいの遊び仲間がいる場所」が入っています。

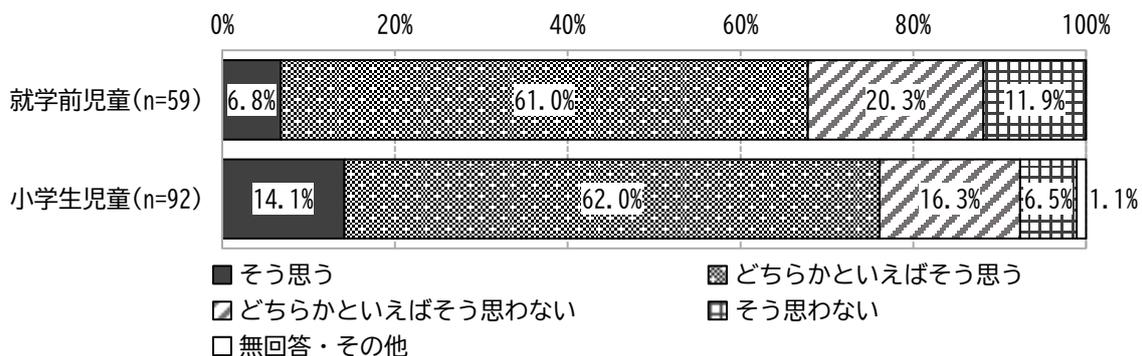


※就学前児童、小学生児童のいずれかで10%以上の回答があったものを掲載

(10) 安芸太田町は子育てがしやすいまちか

Q：あなたにとって、「安芸太田町」は子育てがしやすいまちでしょうか。【〇は1つ】

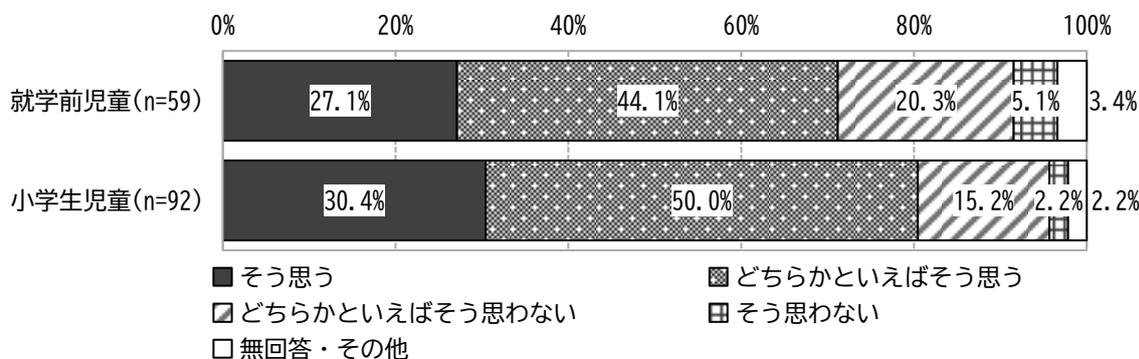
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“思う”は、就学前児童、小学生児童ともに7割程度となっています。



(11) 安芸太田町で今後も子育てをしていきたいか

Q：この地域で今後も子育てをしていきたいですか。【〇は1つ】

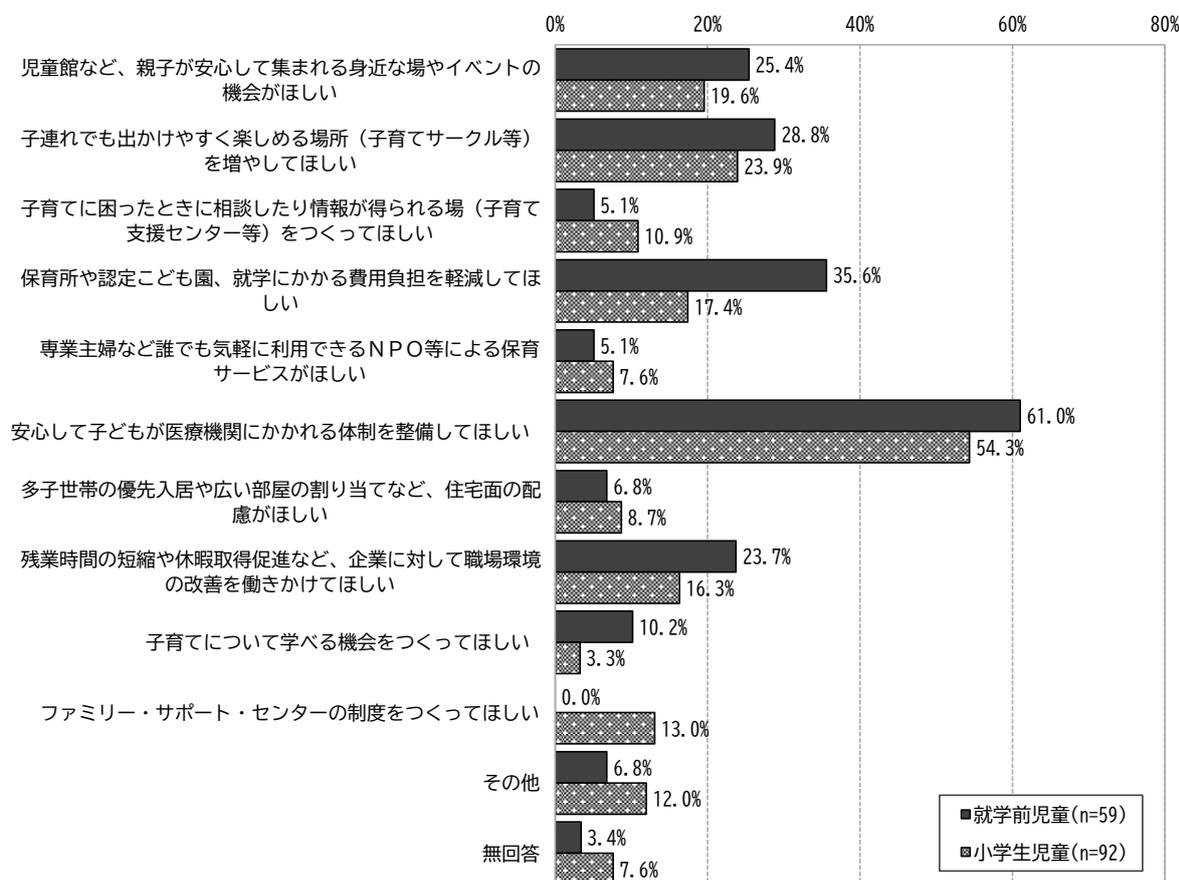
「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“思う”は、就学前児童で7割程度、小学生児童で8割程度となっています。



(12) 充実を図ってほしい子育て支援

Q：町に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと思われませんか。【〇は当てはまるものすべて】

就学前児童、小学生児童ともに、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が最も多い他、就学前児童では「保育所や認定こども園、就学にかかる費用負担を軽減してほしい」が多くなっています。



第4章 第2期計画の評価と課題

1. 第2期計画の評価

1-1. 事業の達成度及び今後の方向性

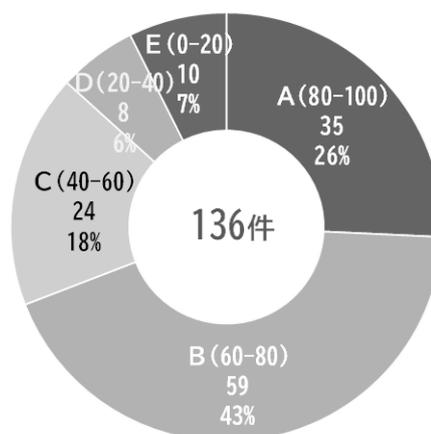
第2期計画に記載された各事業について、担当課にヒアリングを行った結果は次のとおりです。

(1) 事業の達成度

現行計画に記載されている117の取組みの「達成度」について担当課にヒアリングを行ったところ(1つの取組みに対して複数の担当課があるものもあるため、計136件の回答を得ています)、達成度A(80~100%)が26%、達成度B(60~80%)が43%であり、両者を合わせると約7割に達しています。

達成度D(20~40%)、達成度E(0~20%)の事業については、社会状況の変化等を踏まえ、継続の必要性が低くなったものは廃止を検討するとともに、継続する場合には必要に応じて代替案を検討するなどにより、事業の効率化を図ります。

《達成度(全体)》



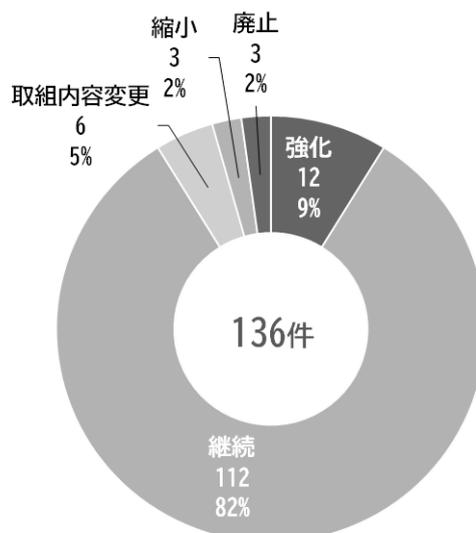
(2) 事業の方向性

現行計画に記載されている117の取組みの「方向性」について担当課にヒアリングを行ったところ「強化」が9%、「継続」が82%であり、両者を合わせると約9割に達しています。

なお、強化を行う主な事業と内容は次のとおりです。

- ・ブックスタート事業
- ・読み聞かせボランティアの確保
- ・人権教育・啓発の推進
- ・いじめに関する取組みの推進
- ・就学援助の実施
- ・奨学金貸付事業の普及
- ・県立加計高等学校との連携
- ・ボランティア活動の充実
- ・働きやすい職場環境づくりの支援
- ・育児休業制度の導入・利用促進

《達成度(全体)》



1-2. 第2期計画における量の見込み・確保量と実績比較

第2期計画における量の見込み及び確保量と令和6年度の実績を比較した結果は下表のとおりであり、「時間外保育事業」を除く全ての事業で確保量の実績値を上回っています。

「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業（幼稚園型を除く）」、「妊婦健康診査」の3事業では実績値が確保量を大きく下回っているため、必要に応じて確保量の調整を行うとともに、より多くの方に利用してもらえよう積極的な情報提供を行います。

《第2期計画における量の見込みと実績（令和6年度）》

「量の見込み」算出項目	対象年齢	2期計画 見込 (A)	2期計画 確保量 (B)	実績値 (C)	差分 (B)-(C)
教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園）	3～5歳	3	14	1	13
保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5歳	73	106	57	49
保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳	13	13	2	11
	1・2歳	37	37	21	16
放課後児童健全育成事業	全体	79	80	80	0
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）	0～18歳	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業	0～2歳	1,056	1,056	700	356
一時預かり事業（幼稚園型を除く）	0～5歳	255	255	15	240
病児保育事業	0～5歳	62	0	0	0
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	4～6年生	0	0	0	0
利用者支援事業【基本型】	0～11歳	1	1	1	0
妊婦健康診査（回）	0歳児の母	280	280	70	210
乳児家庭全戸訪問事業	0～4か月	21	21	10	11
養育支援訪問事業	-	0	0	0	0

2. 課題の整理

ここでは、子どもを取り巻く現状（「地域特性の整理」及び「ニーズ調査結果」）や第2期計画の評価結果を踏まえ、安芸太田町における課題の整理を行います。

なお課題は、4つの基本目標ごとに整理を行っています。

課題① 基本目標1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

- 本町の年少人口は、令和2年の475人から令和6年の381人へと4年間で約100人減少し、さらに令和11年には約180人減少して199人になることが予想されていることから、児童数の減少緩和に向けた取組みが必要です。
- 現在の暮らしの状況が「厳しい」と回答している方が多くいるため、効果的な経済的支援策について検討を行う必要があります。
- 子育てに関して多くの方が不安や負担を感じている一方、子育てについて気軽に相談できる人がいない方や、子育てに関する情報を十分に得られていない方が一定数いるため、気軽に相談できる相談体制の構築や効果的な情報提供方法について検討する必要があります。
- 子育て支援策について、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備」を望む声が多くなっているため、広域連携を含む医療体制の構築や積極的な情報提供について、検討する必要があります。

課題② 基本目標2 子ども達のがのびのびと育つ環境づくり

- 町内には障害を持つ子どもや虐待、いじめを受けている子ども、不登校の子どもなど、社会的な支援が必要な子どもがいるため、個々のニーズを踏まえた支援策を検討する必要があります。
- 多くの子どもが普段、自分の家や友達の家、自宅周辺で遊んでいるため、自然と触れ合える環境、思い切り遊べる環境の整備について検討する必要があります。
- 子どもの遊び場として、多くの方が、「親子で一緒に遊べる場所」、「雨の日に遊べる場所」の重要性を感じているため、ニーズに合った遊び場の提供を検討する必要があります。

課題③ 基本目標3 仕事と子育てを両立させる社会づくり

- 女性就業率の上昇に伴い共働き世帯の割合が増加しており、また、共働き世帯でも主に母親が子育てを行っている家庭も多く存在するため、子育て世帯や母親が安心して就業できる環境整備が必要です。
- 子どもを見てもらえる親戚・友人のいない方や、お子さんを見てもらうことを心苦しく感じている方が一定数いるため、安心して子供を預けられる環境の整備が必要です。
- 子どもが病気やけがで保育所や認定こども園を利用できなかった場合は、多くの家庭でお母さんが仕事を休んで対応していることから、病児への対応について検討する必要があります。

課題④ 基本目標 4 安心とふれあいに満ちた全町 Park づくり

- ご近所との深い付き合いがない方や子育て仲間がない方、子育てに対する地域の人々の支援を感じていない方などが一定数いるため、地域での取組みも含め、これらの方々が安心して子育てをするための環境整備に取り組む必要があります。
- 安芸太田町が子育てしやすいまちだと思わないと回答した方、この地域で今後も子育てをしていきたいと思わないと回答した方が、いずれも 2～3 割程度いるため、誰もが安心して子育てできる地域づくりに向けて、各種取組みを推進する必要があります。

第5章 量の見込みと確保方策

1. 量の見込みの算出方法

1-1. 量の見込みの算出方法

量の見込みの算出にあたり、ニーズ調査結果による量の見込案と、第二期計画期間（令和2年～6年）の実績から算出した実績値案など複数案にて検討を行った結果、本計画においては、過去5年間の実績の平均値による算出方法及び、ニーズ調査結果を踏まえた算出方法にて見込量の設定を行いました。

1-2. 推計児童数

住民基本台帳による過去5年間の児童数の推移を元に令和7年度の児童数を推計した上で、町で実施する人口維持に向けた事業による効果等を勘案し、第3期の計画期間中の児童数の推計を行いました。

表 児童数の推移（推計）

（人）

年齢	実績	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	7	14	13	12	11	10
1歳	13	7	14	13	12	11
2歳	14	13	7	14	13	12
3歳	14	14	13	7	14	13
4歳	17	14	14	13	7	14
5歳	25	17	14	14	13	7
就学前児童計	90	79	75	73	70	67

1-3. 家庭類型別児童数

ニーズ調査結果による見込量の算出にあたり、潜在的ニーズを含めた量の見込みを把握するために、父母の有無や父母の就労状況及び就労意向から、「現在の家庭類型」と母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」に分類し、それぞれの家庭類型ごとの推計児童数を算出しました。

表 家庭類型の種類

タイプ	家庭類型（父母の有無と就労状況）	保育の必要性
タイプA	ひとり親家庭	○
タイプB	フルタイム×フルタイム	○
タイプC	フルタイム×パートタイム （就労時間月 120 時間以上+下限時間～120 時間で保育希望）	○
タイプC'	フルタイム×パートタイム （就労時間月下限時間未満+下限時間～120 時間で教育希望）	—
タイプD	専業主婦（夫）	—
タイプE	パートタイム×パートタイム （双方の就労時間月 120 時間以上+下限時間～120 時間で保育希望）	○
タイプE'	パートタイム×パートタイム （どちらかの就労時間下限時間未満+下限時間～120 時間で教育希望）	—
タイプF	無業×無業	—

表 家庭類型別推計児童数（就学前児童）

タイプ	家庭類型	保育の必要性	現在家庭類型		潜在家庭類型	
			推計児童数	割合	推計児童数	割合
タイプA	ひとり親家庭	○	13	19.1%	12	17.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	○	22	32.4%	23	33.8%
タイプC	フルタイム×パートタイム	○	24	35.3%	21	30.9%
タイプC'	フルタイム×パートタイム	—	1	1.5%	6	8.8%
タイプD	専業主婦（夫）	—	7	10.3%	4	5.9%
タイプE	パートタイム×パートタイム	○	1	1.5%	2	2.9%
タイプE'	パートタイム×パートタイム	—	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	—	0	0.0%	0	0.0%
小計			68	—	68	—

※割合は小数点第2位四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

表 家庭類型別推計児童数（小学生児童）

タイプ	家庭類型	保育の 必要性	現在家庭類型		現在家庭類型	
			推計 児童数	割合	推計 児童数	割合
タイプA	ひとり親家庭	○	14	11.6%	14	11.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	○	69	57.0%	76	62.8%
タイプC	フルタイム×パートタイム	○	29	24.0%	21	17.4%
タイプC'	フルタイム×パートタイム	－	2	1.7%	2	1.7%
タイプD	専業主婦（夫）	－	3	2.5%	4	3.3%
タイプE	パートタイム×パートタイム	○	4	3.3%	4	3.3%
タイプE'	パートタイム×パートタイム	－	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業×無業	－	0	0.0%	0	0.0%
小計			121	－	121	－

※割合は小数点第2位四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

2. 教育・保育提供区域の設定

本計画の策定においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を踏まえて、「教育・保育提供区域」を設定し、この区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を設定することとされています。

本町では、現在の教育・保育の利用状況や提供体制等を踏まえ、町全域（1区域）を教育・保育提供区域として設定します。

3. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

教育・保育事業の量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

3-1. 施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

教育・保育を利用する子どもについて以下の3つの認定区分が設けられており、これに従って施設型給付等を行います。

認定区分	年齢	保育を必要とする事由	提供施設
1号認定	3～5歳	非該当 教育を希望	認定こども園
2号認定	3～5歳	該当 保育を希望	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	該当 保育を希望	保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育等）

3-2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の実施状況

区分		単位	実績数	第2期計画 確保の内容 (令和6年度)
箇所数		箇所	4	—
利用定員数	1号認定	人	1	14
	2号認定	人	57	106
	3号認定	人	23	37

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

(2) 量の見込みと確保方策

(人)

1号認定		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策	特定教育・保育施設	14	14	14	14	14
	認定こども園	14	14	14	14	14

(人)

2号認定		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		43	39	32	32	32
確保方策	特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
	認定こども園	74	74	74	74	74
	保育所	16	16	16	16	16

(人)

3号認定	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	23	29	27	24
確保方策	特定教育・保育施設	55	55	55	55
	認定こども園	32	32	32	32
	保育所	23	23	23	23

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと対応する提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

4-1. 地域子ども・子育て支援事業の概要

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。本計画において記載している事業は以下の通りです。

対象事業	
1	時間外保育事業
2	一時預かり事業（幼稚園型以外）
3	乳児等通園支援事業
4	病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
5	子育て援助活動支援事業
6	子育て短期支援事業（ショートステイ）
7	地域子育て支援拠点事業
8	利用者支援事業
9	乳児家庭全戸訪問事業
10	養育支援訪問事業
11	妊婦検診事業
12	産後ケア
13	子育て世帯訪問支援事業
14	児童育成支援拠点事業
15	親子関係形成支援事業
16	放課後児童健全育成事業

4-2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

4-2-1. 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の延長に対する需要に対応するため、通常保育の後、延長保育を行います。

◆実施状況

対象	利用実人数	箇所数	第2期計画 令和6年 確保量（利用実人数）
令和6年度	51	4	3

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		52	52	52	52	52
確保方策	利用実人数	60	60	60	60	60
	箇所数	4	4	4	4	4

4-2-2. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

保護者が就労、傷病等で家庭での保育が一時的に困難となる場合や、リフレッシュを希望する場合等に、保育所や認定こども園で一時的に預かり、保育を行います。また、ファミリー・サポート・センター事業の導入について、現在検討を行っています。

◆実施状況

対象	利用延べ人数	箇所数	第2期計画 令和6年 確保量（延べ人数）
令和5年度	20	4	255

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		延べ人数	20	20	20	20
確保方策	一時 預かり	延べ人数	20	20	20	20
		施設数	4	4	4	4

4-2-3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付として保育を行います。

◆量の見込みと確保方策

(人)

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		-	2	2	2	2
確保方策	認定こども園 (一般型)	-	2	2	2	2

4-2-4. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施します。本町においては、広島広域都市圏で病児・病後児保育の広域利用について連携を図っており、今後についても支援を必要とされる方に対する情報提供を行っていきます。

◆実施状況

対象	利用延べ人数	箇所数	第2期計画 令和6年 確保量（延べ人数）
令和6年度	0	0	0

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

(人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	182	151	134	120	114
確保方策	0	0	0	0	0

4-2-5. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本町においては、事業の導入について検討を行っています。

◆実施状況

対象	利用延べ人数	箇所数	第2期計画 令和6年 確保量（延べ人数）
令和6年度	0	0	0

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

（人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

4-2-6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等において必要な養育・保護を行います。

◆実施状況

対象	利用延べ人数	箇所数	第2期計画 令和6年 確保量（延べ人数）
令和6年度	0	0	0

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ人数	0	0	0	0	0
	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数（人日）	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

4-2-7. 地域子育て支援拠点事業

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、就学前のお子さんとその保護者が自由に訪れ、情報交換や交流できるような場を提供する支援事業となっており、本町においては、安芸太田町子育て支援センターにおいて事業を実施します。

また、本計画においては各年 796 人の量の見込みに対する確保方策として、1 施設での対応とありますが、必要に応じてサテライト型の施設としている戸河内子育て支援センターとの連携のもと事業を実施します。

◆実施状況

対象	利用延べ人数	箇所数	第2期計画 令和6年 確保量（延べ人数）
令和6年度	700	2	1,056

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人回）	796	796	796	796	796
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
地域子育て支援 拠点事業	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0

4-2-8. 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行います。本町では、安芸太田町親子相談支援センターにおいて事業を実施します。

◆実施状況

対象	箇所数	第2期計画 令和6年 確保量（箇所数）
令和6年度	1	1

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

(1) 基本型

(箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 (母子保健機能)	1	1	1	1	1
こども家庭センター型 (児童福祉機能)	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て相談機関

(箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

4-2-9. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の把握を行います。

◆実施状況

対象	利用人数	第2期計画 令和6年 確保量 (人)
令和6年度	11	21

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	10	10	10	10	10
確保方策 (実施予定事業)	1	1	1	1	1

4-2-10. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。本町においては、必要に応じて保健師との連携のもとで、養育支援の必要な家庭を訪問します。

◆実施状況

対象	利用人数	第2期計画 令和6年 確保量 (人)
令和6年度	0	0

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	0	0	0	0	0
確保方策 (実施予定事業)	0	0	0	0	0

4-2-11. 妊婦検診事業

妊婦の健康の保持増進を図るため、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた検査を医療機関等において実施します。

◆実施状況

対象	利用延べ人数	第2期計画 令和6年 確保量 (人)
令和6年度	70	280

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

(人回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	70	70	70	70	70
確保方策	70	70	70	70	70

4-2-12. 産後ケア

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。本町においては、宿泊型・訪問型の事業を実施します。

◆実施状況

対象	種別	利用延べ人数
令和6年度	宿泊型	1
	日帰り型	0
	訪問型	0

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

種別	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宿泊型	量の見込み（人）	1	1	1	1	1
	確保方策（実施予定事業）	1	1	1	1	1
日帰り型	量の見込み（人）	0	0	0	0	0
	確保方策（実施予定事業）	0	0	0	0	0
訪問型	量の見込み（人）	5	5	5	5	5
	確保方策（実施予定事業）	1	1	1	1	1

4-2-13. 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、不安や悩みの相談や、家事・子育て等の支援により、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。本町においては、対象となる家庭への支援のための体制づくりを推進します。

◆量の見込みと確保方策

（延べ人数）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

4-2-14. 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童などへの居場所提供や、健康管理等に関する助言といった生活習慣の形成、学習支援、食事の提供、保護者への情報提供・相談支援などを行う事業です。本町においては、対象となる児童・家庭への支援のための体制づくりを推進します。

◆量の見込みと確保方策

(延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

4-2-15. 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイといったペアレント・トレーニングなどを行い、親子間の適切な関係性の構築に向けた支援を行う事業です。本町においては、対象となる児童・家庭への支援のための体制づくりを推進します。

◆量の見込みと確保方策

(延べ人数)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

4-2-16. 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、長期休暇中に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

◆実施状況

対象	利用延べ人数	第2期計画 令和6年 確保量(人)
令和6年度	80	80

資料：安芸太田町（令和6年4月現在）

◆量の見込みと確保方策

(人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	79	79	79	79	79
1年生	18	18	18	18	18
2年生	17	17	17	17	17
3年生	16	16	16	16	16
4年生	6	6	6	6	6
5年生	16	16	16	16	16
6年生	6	6	6	6	6
確保方策	80	80	80	80	80

第6章 施策の展開

基本目標 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実

1. 健やかに産み育てることができる環境づくり

【施策の方向性】

- ◆ 妊娠・出産期から子育て期において、切れ目なく、ワンストップで対応する“あきおた版ネウボラ”の充実を図ります。
- ◆ 母親の健康づくり支援を行うとともに、子どもの発達、健康づくりの支援を行います。
- ◆ 情報発信に係るアプリのダウンロード率や利用率の向上等により、情報提供の充実を図ります。
- ◆ 各種手当の支給、医療費等の助成、保育料の軽減等を行い、子育てに係る費用の負担を軽減します。

(1) 妊娠・出産期の支援の充実

事業名	事業の概要	担当課
母子健康手帳の交付と活用	● 母子健康手帳の交付に合わせて保健情報の提供や相談を実施し、妊娠・出産・育児の不安の軽減を図ります。	健康福祉課
妊娠・出産期の女性の健康支援	● 母性保護に関する正しい知識の普及を進めるとともに、女性が安心して子どもを生み育てられるよう、妊婦や乳幼児の健康診査や相談体制の充実を図ります。	健康福祉課
妊産婦健康診査受診券交付	● 安心、安全に出産できるよう、妊娠中の定期健診における受診費用を公費で負担します。 ● 出産後間もない時期の母親の体と心の健康状態を守るため、産婦健康診査の受診費用を助成します。	健康福祉課
妊婦歯科健康診査	● 母子健康手帳交付時に妊婦歯科健康診査受診券を交付し、妊娠中から歯の健康管理を意識付けます。 ● 受診しやすいよう、町内歯科医院において健診が受けられる体制を継続します。	健康福祉課
妊産婦訪問指導 産前・産後サポート事業	● 保健師・助産師が訪問し、産前・産後の母親の健康状態のチェックを行うとともに、妊娠・出産、育児に関する相談等を行います。	健康福祉課

事業名	事業の概要	担当課
妊婦交流会	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内に住む妊婦同士が仲間や友人の輪を広げることができる場を設置し、出産や育児などについて情報交換を行います。 ● 妊娠期からの交流を通して子育ての仲間づくりを支援します。 	健康福祉課
不妊治療への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊治療・不妊検査を行っている住民に対し、補助金を交付する事業を行います。広島県の不妊治療支援事業による助成に加え、町からも助成します。 	健康福祉課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産後の母親が安心して子育てができるよう、医療機関や自宅で、助産師による母乳ケアや育児相談等を行います。 	健康福祉課
出産・子育て応援事業（出産応援ギフト・子育て応援ギフト）	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠届出時・出生届出後に経済的支援を行う事業を実施し、出産や子育て応援します。 	健康福祉課
未熟児養育医療制度【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 未熟児で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、その治療に必要な医療費を町が負担します。 	健康福祉課

(2) 子どもの発育・発達の支援の充実

事業名	事業の概要	担当課
乳幼児健康診査（乳幼児健康診査の体制強化を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病等の早期発見・予防や保護者への育児支援を目的に乳幼児期の健康診査を実施します。 ● 効果的な実施のため、より専門的なスタッフの確保・導入を検討するとともに、未受診者の把握や健康診査後の要フォロー者に対する対応を強化します。 	健康福祉課
赤ちゃん訪問	<ul style="list-style-type: none"> ● 母親と乳幼児の健康管理、育児支援を行うため、4か月までの乳児の家庭訪問を行います。産後、なるべく早い時期に訪問するとともに、里帰り出産の母子の訪問にも対応できるよう、他市町との連携を図ります。 ● 出産のお祝いをするとともに、その後の育児の支援におけるつながりをつくります。 	健康福祉課
聞こえと言葉の相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期からの言葉の遅れ、発音、コミュニケーション等について、言語聴覚士による相談を実施します。 ● 言葉の訓練が必要な子どもに対し、一人一人に合わせた指導・助言を行います。 	健康福祉課

事業名	事業の概要	担当課
予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病予防のため、個別接種を実施します。 ● 町広報紙等の広報媒体や保護者と接点がある関係機関を通じ、予防接種の必要性や受け方についての周知を図ります。 ● 接種しやすい体制とするため、県内の医療機関であればどこでも個別接種が可能なシステムを継続します。 	健康福祉課
歯の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯を通じて自分の歯で食生活を営み、楽しむことができるよう、乳幼児健診時にブラッシング指導やフッ素塗布を行います。 	健康福祉課
小児科専門医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内に小児科を専門とする医療機関がないことから、安心して子育てができる環境づくりとして、小児科医との情報ネットワーク化による医療体制の整備を推進します。 ● 乳幼児健康診査について、安佐市民病院の支援により小児科医による診察を行い、乳幼児の発育支援と疾病等の早期発見、治療につなげます。 	健康福祉課
「産婦人科・小児科オンライン」相談	<ul style="list-style-type: none"> ● LINE アプリで医師や助産師に相談できるオンライン相談事業を実施し、保護者の不安軽減に努めます。「いつでも相談」は24時間受付、「夜間相談（平日18時～）」はチャットやLINE ビデオ通話で相談できます。お子さんの顔色や皮膚の様子を見せて、受診が必要かどうかのアドバイスももらえます。 	健康福祉課
医療電話相談の実施【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急相談センター広島広域都市圏「#7119」事業や、広島県小児救急医療電話相談「#8000」に参加し、保護者の不安を軽減できる体制づくりに努めます。 	健康福祉課
母子手帳アプリ「母子モ！あきおた」の提供【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中の健診記録や子どもの成長記録・予防接種のスケジュール管理、町からのお知らせやイベント情報をお届けするスマートフォンアプリを提供し、妊娠から出産、子育てまでをサポートします。 	健康福祉課

(3) 子育ての情報提供・相談体制等の充実

事業名	事業の概要	担当課
親子相談支援センター(ネウボラ相談窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師、家庭相談員を配置し、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。 	健康福祉課
子育てに関する情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報やホームページ、子育て情報紙等を通じ、子育て支援に関する事業や行事、子育てに役立つ情報等を提供します。 ● ラインの活用や既存アプリのダウンロード率や利用率の向上を図ることなどを通じて、新たな方法で子育てに関する情報提供の充実を図ります。 	教育課
健康相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児とその保護者を対象に、定期的に相談の場を設け、身体計測、栄養相談、歯科相談等を実施します。 ● より相談しやすい体制づくりとともに、適切なアドバイスが行えるよう、相談にあたる職員の資質の向上に努めます。 ● かかりつけ医の確保の重要性について啓発します。 	健康福祉課
すこやか相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の発育・発達・食事・歯に関する健康相談や育児相談を無料で実施します。 ● 妊娠・出産や母乳等に関する相談を行います。 	健康福祉課
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な場で、育児相談をはじめ、サークル活動支援や育児講座を実施します。(加計認定こども園あさひと、認定こども園とごうちに設置) ● 地域の子育て支援の拠点として周知を図るとともに、地域住民が気軽に訪れやすい雰囲気・環境づくりに努めます。 ● 専門の先生の話聞く機会を設ける「子育て講演会」、健康福祉課と連携した「すこやか相談」、行事予定や子育てについてのポイントなどを掲載する「ほのぼの通信」、専門の講師を招き、親子で一緒に楽しむ「親子あそびの教室」や「おはなしの会」「お母さんのリフレッシュの会」、ビデオ通話アプリを活用したオンライン相談や保護者のオンライン交流会等を催します。 	教育課
民生委員児童委員活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活における困りごとや、悩み等について相談・助言を行います。 	住民課

事業名	事業の概要	担当課
保育所・認定こども園開放	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所・認定こども園未入所児とその保護者を対象に、恒常的に園を開放し、遊び場やふれあいの場を提供します。 ● 来訪を促進できるよう、積極的なPRや訪れやすい環境づくりを図ります。 	教育課

(4) 子育てに関する経済的支援の充実

事業名	事業の概要	担当課
子育て費用の施策の情報提供の充実と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当、児童扶養手当、障害児福祉手当等の制度の周知を図るとともに、制度の充実に向けて国・県へ働きかけを行います。 ● 乳幼児医療費の助成や妊産婦健康診査交通費助成等について情報提供を行うとともに、利用を支援します。 	健康福祉課
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とし、高校生までの児童を養育している家庭に手当を支給します。 	健康福祉課
乳幼児医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児の健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図るため、就学前の児童（0歳から6歳になって最初の3月31日までの児童）が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。同じ月に同一医療機関で、通院4日までと入院14日までは1日につき500円までの自己負担となります。 	住民課
子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 疾病の早期発見と治療を促進し、保護者の経済的負担の軽減を図るため、町内に住所がある小学校1年生から18歳になって最初の3月31日までの児童が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。同じ月に同一医療機関で、通院4日までと入院14日までは1日につき500円までの自己負担となります。 	住民課
第2子以降保育料軽減事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てにかかる経済的負担感の軽減を図るため、多子世帯に対し、第2子以降が利用する場合の保育料を免除します。 	教育課
子育て世代の定住促進に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 45歳以下で新築住宅を建設または購入し、定住または10年以上町内に居住する人の固定資産税の1/2を補助します。 	企画課
妊産婦健康診査交通費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中、出産後の医療機関での定期的な健診に対して1回1,000円の交通費助成を行います。 	健康福祉課

事業名	事業の概要	担当課
保育所通園費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の増進を図るため、通園距離が片道 4 キロメートル以上ある園児の保護者に対し 1 キロメートル当たり月額 500 円を補助します。ただし、送迎者の通勤に同乗する場合は通勤経路分を除きます。 	教育課
遠距離児童・生徒および園児通学(園)費補助事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 遠距離通学者の経済的支援と住所地による通学格差の是正を図るため、遠距離通学者への支援を行います。 	教育課
通学応援(高等学校等)助成事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て・教育における経済的な不安を軽減し、転出を抑制するとともに、公共交通の維持のため、町内に住所を有する学生・生徒の保護者に対して、町内外の高等学校、大学、専門学校等への通学費の一部を引き続き助成します。 	企画課
乳幼児等医療機関通院等交通費助成 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学前までのお子さんのいるご家庭の経済的負担の軽減を図るため、町外の医療機関(歯科・保険薬局を除く)等へ通院または通所するための交通費に対して、1 日につき 1,000 円の助成を行います。(1 ヶ月の通院等の日数が 2 日を超える日数分を助成します) 	健康福祉課
子育て世帯定住応援事業【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主等のいずれかが満 40 歳以下の世帯、又は満 15 歳以下の子がいる世帯を対象として、町内に住宅を新築、購入、又はリフォーム改修した場合において、その経費の一部を補助します。 	企画課
子育て世代移住引っ越し助成事業 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代の移住者に対し、移住時の負担となる引っ越し費用への補助を行うことで、子育て世代移住者の獲得と移住しやすい環境の整備を行います。 	企画課

2. 子育て力の強化に向けた支援の充実

【施策の方向性】

- ◆ 子育てをする親が自信と責任を持ち子育てができるよう、子育て講演会等の子育てに関わる情報提供や相談、学習機会の充実を図ります。
- ◆ 親子運動教室など、親子で楽しく過ごす機会の提供や食育の推進等により、子どもの成長における家庭の重要性や親子で過ごす時間の大切さについて伝えるための取組みを推進します。

(1) 家庭に対する意識啓発の推進

事業名	事業の概要	担当課
子育て講演会	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する学習機会を提供するため、年 1 回開催します。 ● より多くの住民が参加できるよう周知を図るとともに、託児サービスを実施します。 ● 子育て中の保護者に限らず、家族や地域の人が広く参加できるようテーマを設定します。 	教育課
子育て意識を高める広報啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 町ホームページ及び広報「安芸太田」を活用し、家族がそれぞれの役割を果たしながら協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの意識についての啓発を行います。 	教育課
大人中心の生活習慣の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会や広報媒体、母子保健事業等において、大人中心の生活習慣が子どもに与える影響を保護者に伝え、改善に向けた働きかけを行います。 	教育課
家庭における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 30 年 3 月に策定した「安芸太田町男女共同参画基本計画」に基づき、男女がともに家事や育児等の責任を担うよう、意識啓発を推進します。 	住民課

(2) 親子が向き合う温かい家庭をつくる環境整備

事業名	事業の概要	担当課
ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に「赤ちゃんとは絵本を楽しむ体験」を伝えるため、「絵本」をプレゼントします。 ● 絵本の読み聞かせのほか、乳幼児にお勧めブックリストを作成・配布します。 	教育課
チャレンジ広場	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達の気になる子どもにとどまらず、遊びを通して親子の健やかな心身の発達を支援します。 	健康福祉課

事業名	事業の概要	担当課
読み聞かせボランティアの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 絵本の読み聞かせや伝承あそび、ブックスタート事業等の推進に協力することのできる読み聞かせボランティアの確保・養成を行います。 	教育課
家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に対する学習機会の提供など、家庭教育に対する支援の一層の充実を図ります。 	教育課
食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内統一した食育目標とめざす子ども像を掲げ、保育所・認定こども園において、それぞれが工夫し、食育活動や地産地消活動に取り組めます。 ● 園庭で野菜を育て、収穫した野菜でクッキングを行ったり、給食にはどんなものが入っているかを子どもたちで考えたりするなど、日々の保育の中に「食」を取り入れます。 ● 小中学校においても、食育推進活動や地産地消活動を引き続き進めます。 	教育課
離乳食・幼児の食事教室	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児とその保護者を対象とし、離乳食指導、幼児の食事とおやつづくりの指導を行います。保護者同士の交流の場として推進するとともに家庭における食育のスタートの支援とします。 ● 育児相談における離乳食・栄養指導を行います。 	健康福祉課

基本目標 2 子ども達がのびのびと育つ環境づくり

1. 子どもが学び成長するための環境づくり

【施策の方向性】

- ◆ 就学前教育における新しい各要項・指針等を踏まえ、認定こども園等就学前教育・保育施設と小学校との円滑な連携を図り、教育・保育事業の質の向上を図ります。
- ◆ グローバルな視野のもと、進んで世界や地域社会に貢献する健康で向上心のある子どもを育成するため、小中高校の連携強化による学校教育を推進します。
- ◆ 豊かな自然や独自文化等を活用して豊かな感性を育むとともに、子どもが郷土に誇りを持ち、地域を担う力を付けるよう、育成します。

(1) 就学前教育・保育の充実

事業名	事業の概要	担当課
就学前教育の内容の充実	● 乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基盤を培う重要なものであり、就学前教育における新しい各要項・指針等を踏まえ、認定こども園等就学前教育・保育施設と小学校との円滑な連携を図り、教育・保育事業の質の向上を推進します。	教育課
保育士資質の向上	● 山県郡保育連盟の保育研修をはじめ、各種研修への参加を積極的に行うとともに園内研修を充実させ、保育士資質の向上を図ります。	教育課
関係機関、保護者会との連携強化	● 認定こども園等就学前教育・保育施設や小学校が連携し、イベントの合同実施や交流保育などを積極的に行います。 ● 保護者会との連携のもと、保護者のニーズに応じた保育の推進や保育所運営への協力体制の強化を図ります。	教育課
保育環境の充実	● 園児の健康管理を徹底するとともに、園内の施設や遊具の点検、交通安全への取組み、防災や防犯への取組みを推進し、これら安全対策についてのマニュアル等を作成し、児童の安全確保を図ります。	教育課

(2) 自分らしく健やかに生きる力の育成

事業名	事業の概要	担当課
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちの学力向上、豊かな心の育成、健やかな体づくりのため、教職員の資質・指導力向上、人権・道徳教育の充実、体験活動の推進、食育の推進等を進めます。 ● 町内の就学前から高校までが連携した教育により、郷土に誇りを持ち地域を担う人材育成を図ります。 ● グローバル社会に生きる力である「21世紀型学力」の育成のために、「協調学習」の学び合いの授業を積極的に導入するとともに、英語教育、ICT教育、理数教育を継続・充実させ、高等教育機関と連携した教育を展開します。 	教育課
県立加計高等学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 県立加計高等学校と町内中学校の連携型中高一貫校により、町内進学率を高めるとともに、町と同校が密に連携し、地域貢献活動、国際交流活動等に取り組むこと等により、同校生徒の生きる力、郷土愛を育みます。 	教育課
国際交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際交流員等の協力を得ながら、子どもたちが異国の文化等にふれることのできる機会の充実を図ります。 	教育課
子どもキッチンの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と協力し、子どもが自ら食事を作るための教室を開催し、料理を通じて自ら作ることの楽しさと食の大切さを育むとともに、子どもの居場所をつくります。 	健康福祉課 (親子相談支援センター)
青少年育成安芸太田町民会議の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的に、家庭、学校、地域と連携した事業を推進する青少年育成安芸太田町民会議の活動を支援します。 	教育課
立志式の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 15歳になったことを祝い、成人するための自覚を深めることを目的に、町内全中学校の2年生が参加する立志式を青少年育成安芸太田町民会議主催のもと開催します。 	教育課 (青少年育成安芸太田町民会議)
若い世代の多様な経験の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の社会経験の支援、町への満足度向上等を図るため、町内の中学生・高校生を対象に、町内から広島バスセンターまでの往復バスチケットを交付します。 	企画課
生徒がボランティアとして乳幼児とふれあう機会の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● 中学校や高等学校と連携し、生徒がボランティアとして参加を促進するなど、乳幼児とふれあう機会を設けます。 ● 保育まつり等における加計高校生のボランティア活動の機会を設けます。 	教育課
本を活用した心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 「安芸太田町子ども読書活動推進計画」に基づき、読書の楽しさに触れる取組みを展開します。 	教育課

(3) 郷土愛を育む体験活動の推進

事業名	事業の概要	担当課
地域の森林や農地、農林業に関する理解を深める学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林、農地の役割を理解したり、実際の農林業の作業を体験したりする機会づくりの充実を図ります。 ● 町内産の木材を学校等の施設に使用することにより、地域の森林や林業に関する理解を深めます。 	教育課 産業観光課
地域の文化を学ぶ体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 神楽や太鼓、祭りなどの地域の伝統文化や行事を、子どもたちが気軽に体験したり、地域の史跡や名勝等を知ったりするなど、伝統文化の継承や地域の文化財を学ぶ機会の充実を図ります。 	教育課
自然環境を活かした体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども会行事(四季の教室)を通して自然や昆虫等生き物を観察し、自然に親しむ事業の推進を図ります。 	教育課
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ少年団の活動支援などを推進し、青少年健全育成として効果の高いスポーツ活動の振興を図ります。 ● スポーツ活動の振興にあたっては、指導者の養成・確保を重点的に行います。 	教育課
森のようちえん構想の推進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ● 0歳から概ね6歳ぐらいまでの就学前児童を対象に、自然の中で自由にのびのびと遊ぶことで、好奇心に溢れ、豊かな感性と自分で考える力を育むことができる環境の整備を進めます。 	教育課

2. 障がい児施策の充実

【施策の方向性】

- ◆ 障がいのある子どもの社会的な自立を促進するため、個々の年齢や障がいの程度等に応じた教育・保育、専門的な療育提供への体制・環境整備を進めます。
- ◆ 障がいのある子ども等に対する相談、指導、支援の充実を図ります。

(1) 療育・教育の充実

事業名	事業の概要	担当課
障がい児保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者や関連施設と連携して保育を続けていくとともに、保育士の加配も含め、専門機関のアドバイスを受けながら、支援の必要な児童へ保育の支援を行います。 	教育課
障がいの早期発見・早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別支援教育支援員を配置し、個々に対応した支援を行い、スムーズな学級運営を図ります。 ● 子育て支援センター会議等の定期的な関係機関や専門家と連携により、支援を必要とする児童・生徒一人一人にあった指導・支援が行える体制づくりを推進します。 	教育課

事業名	事業の概要	担当課
児童発達支援センターの体制整備	● 心身等の発達に課題のある児童に対し、発達に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う児童発達支援センター機能の体制整備に努めます。	健康福祉課
特別支援教育の推進	● 適正な就学に向けた特別支援教育指導委員会において、認定こども園等就学前の教育・保育施設との連携を図り、特別支援学級への就学等の対応など、就学前のみならず、就学後も引き続き一貫した支援を行います。	教育課
教育相談の充実	● 広島北特別支援学校相談員等の特別支援教育の専門家を各学校に派遣し、巡回相談として教育相談ができる体制づくりに努めます。 ● 教職員研修に職員を積極的に参加させることにより、町内において日常的に相談できる体制を構築します。	教育課
放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れの充実	● 関係部署の連携とともに、支援員の専門性と質の向上を図り、障がいの状況に応じた受け入れ体制及び環境整備に取り組めます。	教育課
放課後等デイサービス	● 就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練を行います。	健康福祉課

(2) 相談・支援の充実

事業名	事業の概要	担当課
相談活動の推進	● 言葉の訓練の必要な子どもなど、子育てに悩みをもつ家族などを対象に、2 か月に1回程度、言語聴覚士による聞こえと言葉の相談、相談支援専門員によるお陽さま相談を行います。 ● 「聞こえと言葉の相談」を継続することにより、幼児期からの言葉の遅れ、発音、コミュニケーション等の悩みが相談でき、一人一人に合わせた指導・助言を行います。 ● 「お陽さま相談」を継続することにより、療育が必要な児童や手帳取得が必要な児童の支援だけでなく、障がいにかかわらず、成長が気になる児童や育児不安のある家族に対しての支援の実施や一貫した支援ができるシステムづくりに努めます。	健康福祉課
相談支援事業	● 障がい児とその家族のニーズに応じ、適切な発達の支援及び円滑な社会生活を促進するために、発達障がいの特性に対応した医療、福祉、教育援助を行います。	健康福祉課

事業名	事業の概要	担当課
身体障害者相談員・知的障害者相談員	<ul style="list-style-type: none"> ● 町より委託された相談員が、地域において障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な助言や支援を行います。 	健康福祉課
保護者の会等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい児をもつ親の会等の活動支援や情報提供、交流の拡大等の取組みを行います。 ● 療育手帳保持者のグループの活動を支援します。 	健康福祉課
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児に対するコーディネーターを育成し、配置するとともに関係機関の協議の場への参画を推進します。 	健康福祉課
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体、知的または精神に重い障がいのある 20 歳未満の児童を監護、養育している保護者に手当を支給します。(所得による支給制限あり) 	健康福祉課
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体、知的または精神に重い障がいがあるために、在宅で常に介護が必要な 20 歳未満の児童を監護、養育している人に手当を支給します。 	健康福祉課
重度障害児・者日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の重度障がい児・者に対して、入浴補助用具等の日常生活用具の給付を行います。 	健康福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者手帳 1 級～3 級、療育手帳㊦、A、㊧を持つ障がい児・者が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。同じ月に同一医療機関で、通院 4 日までと入院 14 日までは 1 日につき 200 円までの自己負担となります。 	住民課

3. 子どもの人権を守る環境づくり

【施策の方向性】

- ◆ 虐待を未然に防ぐための取組みを推進するとともに、課題を抱える子どもへの居場所支援や、子育てに不安や負担感をもつ保護者が気軽に相談できる体制・支援の充実を図ります。
- ◆ 関係機関、住民等と連携を強化し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

(1) 児童虐待を防止するための環境づくり

事業名	事業の概要	担当課
子ども家庭総合支援拠点における相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な場所で継続的な支援を行う子ども家庭総合支援拠点において、育児や子育てに悩んだ際や虐待を受けたと思われる子どもに気付いた際等の虐待に関する相談の充実を図ります。 	健康福祉課 (親子相談支援センター)
児童虐待の予防・早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止法の趣旨を啓発するとともに、子どもに対する虐待を発見した際は、役場または広島県西部子ども家庭センターへ通報するよう周知を図ります。 ● 虐待を受けている子どもの迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、関係機関・団体が情報の共有及び連携強化に努め、虐待防止に資するため「安芸太田町虐待防止ネットワーク会議」を開催し、適切な対応を推進します。 	教育課 健康福祉課 (親子相談支援センター)
人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育推進プラン、人権啓発推進プランに基づき、家庭・学校・地域における人権教育の推進に努めます。 ● 人権教育の実施に当たり、子どもの人権をテーマとした学習を促進し、子どもの権利を尊重する意識を育みます。また、その中で「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」などの理念についても浸透を図ります。 	教育課 住民課
配偶者からの暴力(DV)等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民一人一人がDVについての理解を深め、DVは重大な人権侵害であることを認識できるよう啓発を行います。 ● DV被害者からの相談や、DV防止法に基づく通報を的確に受け止められるよう、担当職員の資質の向上を図るため、研修会等の参加を促進します。 	健康福祉課 (親子相談支援センター) 住民課
県が実施する施策との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待、ひとり親家庭、障がい児など、要保護児童・家庭への支援について広島県が実施する施策との連携を図ります。 	教育課 健康福祉課 (親子相談支援センター)

事業名	事業の概要	担当課
子育て世帯訪問 支援事業(訪問による生活の支援) 【新規】	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、家庭を訪問し、不安や悩みに耳を傾けて保護者に寄り添った育児・養育支援を検討します。	教育課 健康福祉課
児童育成支援拠点 事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)【新規】	● 養育環境などに課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える保護者への情報提供・相談支援などを検討します。	教育課 健康福祉課
親子関係形成支援 事業(親子関係の構築に向けた支援) 【新規】	● 親子間の適切な関係性の構築に向けた支援を検討します。	教育課 健康福祉課

(2) いじめ対策に関する取組みの推進

事業名	事業の概要	担当課
いじめに関する 取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 26 年 3 月に制定した「安芸太田町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題の克服に向け、県・町・学校等・地域住民・その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。 ● 校内暴力やいじめ、不登校などの問題の解決に向け、スクールカウンセラーなど教育相談体制の充実等の取組みを推進するとともに、問題行動を起こす児童生徒については、暴力やいじめは許されないという指導を徹底し、その支援体制を整備します。 	教育課

4. 経済的に困難な状況にある子どもへの支援の充実

【施策の方向性】

- ◆ 子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできるよう、支援を行います。
- ◆ 就労支援や相談、経済的支援の充実を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

(1) 子どもの貧困対策の推進

事業名	事業の概要	担当課
就学援助の実施	● 経済的理由により就学が困難な世帯の負担を軽減するため、学校教育に係る費用の一部を援助します。	教育課
奨学金貸付事業の普及	● 高校・大学などへの進学を希望しながら、経済的な理由で就学が困難な人に、予算の範囲内で学資金を貸し付けます。貸し付けについては、安芸太田町奨学基金貸付審議会の審査により決定します。	教育課

(2) ひとり親家庭の自立支援の充実

事業名	事業の概要	担当課
ひとり親家庭等相談	● 母子・父子自立支援員と就業支援専門員が、公共職業安定所と連携した就労支援や、課題解決に向けて関係機関と連携を図りながら、母子・父子家庭等の生活や自立のための相談に応じます。	健康福祉課 (親子相談支援センター)
就労支援の充実	● 公共職業安定所と連携した就労支援、就労に関する情報提供・相談対応を行います。	健康福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金	● 母子家庭・父子家庭や寡婦の人に、その経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸付けを行います。	健康福祉課
高等技能訓練促進事業	● ひとり親家庭の経済自立のため、就業にかかる資格取得期間中の生活費の一部を助成します。	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費助成事業	● ひとり親家庭の親及び児童(18歳になって最初の3月31日までの児童)が、通院または入院による治療を受ける場合に医療費の自己負担分を助成します。同じ月に同一医療機関で、通院4日までと入院14日までは1日につき500円までの自己負担となります。 ● 受給資格についての周知を図るとともに、適正な適用と受給を促します。	住民課

事業名	事業の概要	担当課
児童扶養手当	● ひとり親家庭などの児童を監護している母または養育者に対して手当を支給します。(所得による支給制限あり)	健康福祉課
ひとり親家庭に対する地域の支援の推進	● 子育て支援を推進するため、ひとり親家庭に対する支援ボランティアなどの促進を図ります。	健康福祉課

基本目標 3 仕事と子育てを両立させる社会づくり

1. 保育サービス等による子育て支援の充実

【施策の方向性】

- ◆ 子育て家庭のニーズを的確に把握し、保育所や認定こども園等の教育・保育事業の提供の充実を図ります。
- ◆ 保護者の多様な就労形態等によるニーズに対応した、多様な保育サービスの充実を図ります。
- ◆ 子育て家庭のニーズを的確に把握し、放課後児童クラブの適正な配置を行うとともに、放課後子ども教室と連携した取組みを推進します。

(1) 多様な保育の充実

事業名	事業の概要	担当課
教育・保育の充実	● 施設型給付等により、保育所や認定こども園等の充実に図ります。 ● 既存の施設の改修を行うとともに、適正な規模による施設の運営を推進します。	教育課
教育・保育に関する情報提供の充実	● 産後休業・育児休業明けの希望する時期に、円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して相談・情報提供をする体制の充実を図ります。	教育課
時間外保育	● 保護者の就労を支援するため、通常の保育時間のほかに早朝保育や延長保育を実施します。	教育課
一時保育	● 就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病による緊急時の保育、私的理由による保育に対応するため、一時保育を実施します。	教育課

事業名	事業の概要	担当課
こども誰でも通園制度【新規】	● 町内の保育園や認定こども園に通っていない6か月～3歳未満の子どもを対象に、保護者の就労といった保育の必要性にかかわらず、一定の日数保育園等に通園できる制度をの導入を検討します。	教育課
休日保育の検討	● 保護者の多様な就労形態に対応する休日保育等についての保育ニーズを把握し、引き続き検討します。	教育課
病児・病後児保育	● 病気回復期の児童を医療的な管理のもとに預かる病後児保育のニーズに対応するため、積極的な広報活動を通じて、広島広域都市圏での病児・病後児保育の広域利用について周知を図ります。	教育課

(2) 放課後等の居場所の充実

事業名	事業の概要	担当課
放課後児童クラブの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の児童を対象に放課後の安全安心な居場所を提供し、指導員の指導のもとで心身の健全な育成を図ります。 ● 地域と連携を図った多様な行事を行うとともに、引き続き学童保育の内容の充実を図ります。 	教育課
放課後子ども教室の推進	● 町内小学校に就学する児童を対象に、学校の空き教室を利用し、住民の協力を得て、放課後の子どもの安全安心な居場所を提供します。この事業運営は、教育活動サポーターや教育活動推進員等、地域の協力が不可欠であり、また、保護者ニーズや協力体制等を考慮し、実施します。	教育課

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の方向性】

- ◆ 個人、企業、事業主等に対し、子育て支援への積極的な取組み、職場の理解・協力への働きかけを行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの意義や働き方の見直しについて理解を深めるための取組みを推進します。

(1) 子育て世帯が働きやすい職場環境づくり

事業名	事業の概要	担当課
育児休業制度の導入・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業の取得率を高めるため、事業主に対して各種制度のPR等を行い、育児休業制度の導入・利用を促進します。特に男性の取得が少ないことから、制度の普及に向けた啓発を行います。 	産業観光課
働きやすい職場環境づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と子育ての両立を実現するため、女性が出産しても働き続けられる環境や子どもの病気の際に休暇が取りやすい環境など、職場全体の理解を深めるための啓発や事業主への働きかけを行います。 	住民課
職場における女性活躍推進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 職業生活における女性の活躍を推進するため、事業主に対する啓発を行うとともに、事業主からの相談に応じる体制を整備します。 ● 女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及・啓発を行うとともに、ハローワーク等と連携し、その活用を促進します。 	産業観光課
仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と家庭の両立に関する意識啓発や、男女の雇用形態の見直し、固定的な役割分担意識の見直しを進めるため、住民や企業に向けた意識啓発を推進します。 ● ハローワーク等と連携し、求人情報を提供するとともに、ハローワークや広島県などが実施する技術・技能を習得できる講座に関する情報を提供し、就業機会の拡大に努めます。 	産業観光課

基本目標 4 安心とふれあいに満ちた全町 Park づくり

1. みんなで子育てを応援する地域づくり

【施策の方向性】

- ◆ 全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、地域やボランティア等との連携のもと、子育てを地域全体で支える活動を促進します。
- ◆ 子どもたちが、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる場や環境づくりを推進します。
- ◆ 地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検を行うなど、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

(1) 地域連携による子育て支援の充実

事業名	事業の概要	担当課
全世代型の地域包括ケアシステムの構築	● 全世代・全対象型の地域包括ケアシステムの構築を進めるために、町民目線で相談、支援体制を捉え、多様化するニーズに対して対応できる組織体制を確立します。	健康福祉課
次世代育成意識を高める広報啓発の推進	● 広報媒体などを通じ、町が抱える少子化の現状や人生において子育てに関わる重要性を啓発し、プライバシーや人権に配慮しながら、子どもを産み育てることへの責任感を醸成します。	教育課 健康福祉課
さんさんネット事業	● 日常生活の中で困りごとがある住民と、「さんさんネット」にボランティア登録している協力員を社会福祉協議会が橋渡しし、ともに困りごとの解決に努めます。ともに解決していく中で生まれる、助け合える人間関係を大切にします。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
ファミリー・サポート・センター事業の検討	● ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう）の実施について、子育て家庭のニーズを踏まえ、町で対応できる体制づくりの検討を進めています。	教育課

事業名	事業の概要	担当課
ボランティア活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する豊富な経験を持つ人材、地域文化等に関する貴重な技術や知識を持つ人材を発掘し、地域の子育てに関わる活動への参加を促します。 ● 家庭に最も身近な地域で活動を展開している民生委員児童委員、主任児童委員等について、より活発な活動が展開できるよう支援します。 ● 子育て支援に取り組んでいる既存のボランティア団体の支援を行います。 	教育課
子育てサークル支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての仲間づくりの場としてより機能するよう、より多くの参加者を確保する等子育てサークルの活動を支援するとともに、子育てサークルのメンバーが子育て期を終えた後も継続的に活動を続けられる体制をつくるなど、長期的な視点で子育てサークルの振興・支援を図ります。 ● サークル等から相談があれば、メンバーで集まることのできる場所を提供するなど、交流も支援します。 	教育課
児童センター事業における地域人材の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちに昔の遊びを教えたり、貴重な体験談などを聞かせたりする地域人材を積極的に活用し、地域ぐるみによるセンター運営を行います。 	教育課

(2) ふれあいの環境づくり

事業名	事業の概要	担当課
ミニパークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 古くからコミュニティの場や子どもたちの遊び場でもあった既設の公園や神社、寺の境内などの利用促進と整備について検討します。 	教育課
公共施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園、広場、保育所、学校の運動場、ふれあいセンターなどの公共施設の利用を促進し、子どもの遊び場としての充実に努めます。 ● 学校の一般開放については、地域の遊び場としての学校のグラウンドの在り方や対応について検討を続けていきます。 	教育課
筒賀児童センターのPRと利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童センターにおいて、同年代の子どもはもとより、世代間の交流を行い、多種多様な行事を開催します。 ● 児童センターだよりをはじめとし、広報やホームページ等において児童センター事業を積極的に取り上げ、就学児童への支援施策の拠点として利用促進のためのPR活動を行います。 	教育課

事業名	事業の概要	担当課
児童センター事業における世代間交流	● 屋根付き屋外運動場を使用し、遊びやスポーツを通じた児童の交流の場や中学生・高校生と児童とのふれあいの場を設置します。	教育課
夢づくり交流館の利用促進	● 児童センターの休館日等に、付属施設である屋根付き屋外運動場において、子どもたちの遊びの広場として、世代間交流・都市地方連携交流を行います。	教育課

(3) 安心の地域づくり

事業名	事業の概要	担当課
子どもと一緒に外出しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもやベビーカーに配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、新たな公共施設の整備の際は、授乳室やベビーベッドの設置など子育て支援設備の整備に努めます。 ● 必要に応じて民間に対しても同様の取組みを働きかけます。 	教育課 建設課
ユニバーサルデザインのまちづくり	● ユニバーサルデザインへ配慮したまちづくりを進め、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から公共機関、街中など連続したバリアフリー環境の整備を推進します。	建設課
交通安全の推進	● 保育所や学校等が警察との連携のもとで交通安全教室を開催したり、地域住民を巻き込んだ交通安全運動(通園・通学路での街頭活動等)を展開することなどにより、交通安全思想の普及に努めます。	教育課 総務課
危険個所の点検・改善の推進	● 県や警察、地域、学校関係者とともに毎年実施している学校付近の安全点検「通学路交通安全プログラム」を継続するとともに、子どもや乳幼児を連れた保護者の安全に配慮し、国道・県道においては、必要に応じてガードレールや転落防止柵などの安全施設及び歩道の設置を要望します。	建設課
「子ども 110 番の家」及び「動く子ども 110 番」の取組み強化	● 地域の協力のもと、「子ども 110 番の家」や本町で広めてきた「動く子ども 110 番」の取組みを推進し、犯罪の未然防止と万一の場合の子どもたちの安全確保を図ります。	教育課
子どもの事故予防知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者に対して子ども特有の事故予防知識や応急処置方法の普及・啓発を図ります。 ● 児童・生徒等に対し、学校機関と連携し、自分で危険から身を守ることができるよう、必要な知識を普及します。 	教育課

第7章 計画の推進

1. 推進体制の充実

(1) 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議や情報共有、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどを行うため、必要に応じ、子ども・子育て会議を開催します。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、町だけでなく、広島県こども家庭センターなどの行政組織や子育てに関係する各種関係団体とそのネットワーク、そして各地域の住民の協力が不可欠です。

そのため、住民に対して積極的に情報を提供するとともに、行政と各種関係団体、地域住民との連携強化を推進します。

(3) 庁内各課との連携

本計画に携わる部署は広範囲にわたるため、各課との綿密な情報共有と連携による取組みにより、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

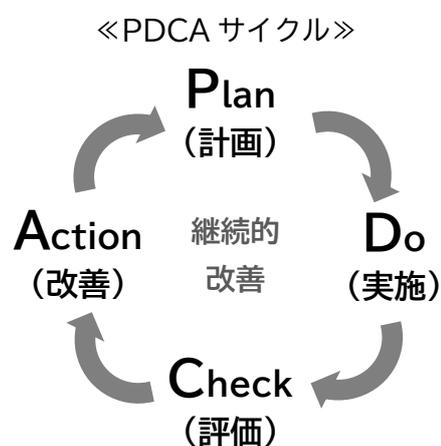
(4) 国・県との連携

子ども・子育て施策をより効果的なものとするためには、地域の特性やニーズを踏まえ地域に合った取組みを行う一方で、国や県の取組みと歩調を合わせ、国・県・市が一体となって各種支援策を推進する必要があります。

このため、国や県の動向に常に気を配るとともに、利用者本位のより良い子育て施策の推進に向けて、国・県に対し行財政上の措置等必要な要請を行います。

2. 計画の点検・評価

本計画を適切に実行するとともに、計画の内容を地域の実情に合った真に効果的なものとするため、住民参画により構成される「安芸太田町子ども・子育て会議（安芸太田町次世代育成行動計画策定委員会）」を中心として、PDCAサイクルによる計画の点検、評価、改善に取り組むとともに、計画の進行管理を行います。



第8章 資料

1. 安芸太田町子ども・子育て会議設置条例

令和3年3月10日条例第12号
改正 令和5年6月9日条例第21号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、安芸太田町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員を代表する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は教育委員会において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年10月1日条例第39号)の定めるところにより報酬を支給する。

(意見等の聴取)

第9条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(安芸太田町次世代育成行動計画策定委員会設置条例の廃止)

2 安芸太田町次世代育成行動計画策定委員会設置条例(平成16年条例第103号)は、廃止する。

(安芸太田町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 安芸太田町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年条例第39号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和5年6月9日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 安芸太田町子ども・子育て会議委員名簿

	分類	所属等	委員名	備考
1	町議会を代表するもの	議会代表	佐々木 美知夫	
2			影井 伊久美	
3	学識経験者	公益社団法人青年海外協力協会	永田 雅敏	
4		人権擁護委員代表	佐々木 亮	会長
5	民生児童委員を代表する者	主任児童委員代表	二見 信代	
6	青少年育成団体を代表するもの	青少年育成町民会議代表	植地 美香	
7	女性会を代表するもの	女性連合会代表	田邊 雅代	
8	PTA を代表するもの	PTA 連合会代表	浅田 敬文	
9			志水 大将	副会長
10	関係行政機関の職員	町内校長会代表	沖本 直樹	
11		筒賀児童センター次長	佐々木 義孝	
12		認定こども園とごうち園長	矢立 秀子	
13		企画課長	二見 重幸	
14		健康福祉課長	伊賀 真一	
15		住民課長	上手 佳也	

3. 用語解説

用語	解説
あ	
か	
さ	
た	
な	
は	
ま	
や	
ら	
わ	
A	